

平成20年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成20年12月4日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	佐藤滋生
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	国保医療課長	植村俊彦
健康対策課長	寺田良信	環境対策課長	乾善亮

住 民 課 長	清 水 昭 雄	都 市 建 設 部 長	清 水 建 也
建 設 課 長	加 藤 保 幸	観 光 産 業 課 長	川 端 伸 和
都 市 整 備 課 長	藤 川 岳 志	都 市 整 備 課 参 事	今 西 弘 至
教 委 総 務 課 長	野 崎 一 也	生 涯 学 習 課 長	清 水 修 一
上 下 水 道 部 長	谷 口 裕 司	上 水 道 課 長	佃 田 眞 規

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 11番 飯高議員

1、妊婦健診公費負担の拡充について

- ①妊婦健康診査の実態調査について問う。
- ②妊婦健診の公費負担回数について問う。

2、三代川の美化事業について

- ①三代川愛護会の活動状況について問う。
- ②三代川の植栽状況について問う。
- ③今後の三代川美化事業の進め方について問う。

3、地上デジタル放送への円滑な移行推進について

- ①高齢者・障がい者等への受信説明の実施と周知徹底について問う。
- ②公共所有建物の影響により受信障害を及ぼす恐れのある世帯の把握など、受信障害対策について問う。
- ③地デジ移行に伴う、悪質商法への対策について問う。
- ④大量廃棄が予想されるアナログテレビについて、どのような対策をす
るのか。

4、平城遷都1300年祭での県内市町村の取り組みについて

- ①シンボルイベントについて問う。

〔2〕 2番 小林議員

1、放課後子ども教室について

- ①9月から3ヶ月間、試験的に実施したことによる意義について。
- ②斑鳩町での課題について。
- ③来年度以降の実施について。

2、学校支援地域本部事業について

- ①当該事業の必要性とメンバー構成について。
- ②今年度の実施事業について。
- ③来年度の予算と今後のビジョンについて。

〔3〕 8番 西谷議員

1、定額給付金について

- ①定額給付金は景気対策として有効と思うか。
- ②町として年度内、全世帯の実施は可能か。また実施に伴う費用はいくらか。

2、入札制度の見直しと業者選定について

- ①平成16年度から今日までの過去5年間の年度別、業者別の公共工事の請負額、落札率について。
- ②総合福祉会館と文化財活用センターの入札の経緯と請負業者、落札率について。

3、文化財活用センターについて

- ①財政難でも建設する必要性について。
- ②年間の維持管理費と入館者数それに伴う収益と経済効果について。

〔4〕 10番 浦野議員

1、電線の地中化について

- ①町の景観を守る意味で、電線の地中化又は、軒下配線の改良補助金制度が国で制度化されましたが、これを利用して歴史的な街並みが保存できないでしょうか。

2、屋外違反広告物の除去について

- ①観光立町として、屋外の違反広告物を積極的に撤去していく必要があると思いますが、今どのようにこれらの除却作業が進められていますか。

3、ごみの出し方について

- ①ごみの集積場所にねこや鳥類の散らかし防止網が普及していますが、景観上決して良くありません。綺麗なごみボックスの普及をのぞむところですが。

〔5〕 13番 里川議員

1、保育所の運営について

- ①病児、病後児保育について。
- ②一時保育・緊急保育について。

2、インフルエンザの予防接種について

- ①予防接種の単価について。
- ②幼児などを含む子どもたちの接種について。

3、県立三室病院の産婦人科医師の緊急確保について

- ①議会として意見書を県に提出するが町長会としては、どのようなかたちで要請をされているのか。

4、介護保険について

- ①保険料設定の動向。
- ②被保険者の利用率の変化。
- ③基金の取り崩しの具体化。
- ④地域包括支援センターの運営。

〔6〕 14番 木澤議員

1、特定健康診査について

- ①これまでの基本健康診査との違いについて。
- ②現在までの受診状況と特定健康診査に変わったことにより浮上している問題に対する町の認識について。
- ③住民からの問い合わせや相談の状況について。
- ④今後の取り組みについて。

2、文化財活用センターについて

- ①建設の目的と意義について。
- ②ランニングコスト等維持管理費と費用対効果について。
- ③ソフト面での充実と長期にわたる運営方針について。
- ④住民の声を取り入れた運営・活用について。

3、次世代育成支援について

- ①見直しに向けた、取り組みについて。
- ②斑鳩町母子保健計画について。

4、総合保健福祉会館について

- ①アクセスの充実について。
- ②今後の運営について。

〔7〕5番 伴議員

1、パブリックコメント制度の進捗状況について

- ①条例や制度の政策決定の際に住民から意見の募集をし、提出された意見等を集約し、どれだけ住民の意見を考慮しながら政策決定されているのか伺いたい。
- ②また、住民からの意見に対する町の考え方や修正内容もどれぐらい公表されているのか。
- ③これからの、住民と行政との関係のなかで住民が参加しながら町を良くしていかなければならないと考えているが、今後の町としての指針はどのようなになっているのか。

2、インフルエンザ予防接種の現状と今後について

- ①65歳以上の町内在住の方は全額補助で無料になっているが、行財政改革を実施されるなかで今後とも65歳以上の無料は安定して実施できるのか伺いたい。
- ②今年は、流行が予想されると言われているがインフルエンザワクチンの町内保有はできているのか。
- ③高齢者の（無料）接種率はどれくらいになっているのか伺いたい。

〔8〕4番 吉野議員

1、県が行った住民満足度アンケートの結果について

- ①当町の順位について。
- ②基礎自治体として今後取り組むべき重要課題について問う。

2、町人口の動向について

- ①転出転入の原因分析について。

3、文化観光立町の展望について

- ①今後の目標をどう設定し、達成していくか。

4、児童生徒の校内外のいじめについて

- ①発生件数、傾向について。

②対応策について。

5、国道25号について

①国交省が発表した「交通需要予測」の下方修正といかるがバイパスの「費用便益分析」について。

6、地域集会所について

①自治会数の増減について。

②補助金の対象としての建物の賃貸借について。

〔9〕1番 宮崎議員

1、ごみ問題

①最終処分場の今後の利用について。

1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、11番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 皆さん、おはようございます。

これより、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

では、1番目の妊婦健診公費負担の拡充についてであります。この件に関してましては、昨年の3月定例議会から数えますと、今回で4度目の質問となります。妊婦健診の重要性と、また子育てにかかる経済的な負担について、再度再確認しながら質問をしたいと思っております。

赤ちゃんの誕生を心待ちにしているお母さんにとって、出産はみずからの体調管理に万全を期していかなければなりません。また、肌着やベッドの準備など何かと手間やお金がかかります。その中で、妊婦健診は、定期的を受診することで、母子の健康を脅かす切迫流産、早産や、また妊娠高血圧症候群などの早期治療につながります。また、出産にあつて、胎盤部位の確認や出産予定日の推定なども出来るため、安全な出産準備には不可欠です。

一般的に、妊婦健診は、妊娠6カ月までは月に1回、また7カ月目からは2週間に1回、10カ月目に入りますと毎週とっていいほどのペースで、合計しますと計14回程度の受診が望ましいとされております。ただし、妊婦健診には健康保険が適用されず、費用は基本的な健診で1回で約5,000円前後、より詳しい検査などを行えば、さらに費用がかさみます。

こうした経済的負担から、健診を全く受けなかったり、徐々に受けなくなる母親もいて、受診せずに陣痛が始まって初めて病院に駆け込む飛び込み出産が問題視されてきました。このような出産の場合、受け入れ病院では、すぐに母体と胎児の状態がわからないため、出産に大きな危険が伴うことが多く、また妊婦による事故を二度と起こしてはならないとの強い思いから、妊婦健診の公費負担の拡大がされるようになってきました。

当町においては1回から5回、奈良県では平均3.6回、全国平均5.5回と拡充さ

れてきていますが、子育てにかかる経済的負担と母子の健康と安心を守るため、妊婦健診の公費負担の拡充が求められてきました。

今般の妊婦健診の公費負担拡大については、厚生労働省は、以前より公費負担を14回程度にすることが望ましいと言われる中、今回一定の見解を示されております。

そこで、以上の要旨を踏まえまして、2点について伺います。

まず、①点目でございますが、妊婦健康診査の実態調査について。これは、昨年12月議会の一般質問において、未受診の妊婦が救急車で搬送されるケースがあり、未受診によるリスクが非常に高く、また妊婦の方もそのことをよく知って、必ず健診を受ける必要がありますが、今後、妊婦健康診査の受診実態について、出産後において妊婦健診の回数を把握することで妊婦健康診査への指導に生かせるのではないかという質問に対しまして、町としては、新生児訪問や、また乳幼児相談の中で聞き取り調査をし、受診実態を把握するとのことでありましたので、現在どのように進められているのか、伺います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 妊婦健診について町はどのように把握しているのかという質問でございます。

現在、保健センターにおきましては、母子健康手帳の交付時におきまして、母体や胎児の健康管理のために、必要な時期に定期的に健診を受けることの必要性を理解していただきながら、妊婦一般健康診査の受診券の発行を行ってきております。

そういったことから、健診を適切な時期に受診しているかどうかの確認をするために、出生後1～2カ月の間に保健師が乳児訪問を行った際に母子の健康状態を把握すると共に、妊婦健診の受診状況についてもお聞き取りをいたしてきました。

その結果、平成20年4月から訪問いたしました産婦、いわゆる出産をされた方95人のうち85人の方は、国の推奨どおり14回以上受診をされており、残り10人の方につきましては、12～13回の受診となっております。この10人の方につきましては、予定よりも1～2週間早く出産を迎えられたため、14回の健診を受けることなく無事に出産をされているところでございます。

今後も、妊婦健診の必要性を理解していただき、定期的な受診をしていただきますように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいまの部長の報告の結果によりますと、多くの方が14回の健診をされているということで、安心いたしました。今年度より、1回から5回の公費負担の拡充の効果と、また保健センターでの指導ですね、健診に対する指導がよいので、そのための意識向上がそういう結果につながったと思っております。

その中で、今、報告にありましたように、14回以上の受診をされている方がおられるということではありますが、何人の方がどのような理由で受診回数がふえたのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 受診回数が14回以上の方につきましては、それぞれ出産がおくれたために14回以上の回数になっておられるということでございます。最高で18回の妊婦健診を受けられている方もおられると聞いております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 健診の内容によっては個人差があるということで、今、部長がご答弁いただきましたように、18回ですか、多くの受診を受けなければならないということになってきているわけですが、これは当然費用がかさむわけですから、経済的に負担がかかっているということで、よくわかります。

そういうことで、次の②点目の妊婦健診の公費負担の回数についてであります。妊婦健診にかかる経済的理由で妊婦健診をあきらめるケースがあることから、厚生労働省は、妊婦健診の公費負担回数は14回程度にする方針を固めておりますが、それについて町の見解をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 質問者もおっしゃいましたように、厚生労働省の方では、生活対策の中で、出産、子育て支援の拡充としまして、安心安全な出産の確保に向けた妊婦健診の無料化等の取り組みを推進しており、妊婦が健診費用の心配をせずに必要な回数、14回程度の妊婦健診が受けられるように、公費負担の拡充をする方向で、今、検討をされております。

今年12月に策定しました、今月なんです、策定いたしました斑鳩町母子保健計画におきましても、安心して妊娠、出産が出来るための支援の一つとして、妊婦一般健康

診査助成の一層の拡充を図ってきております。

本町におきましても、厚生労働省の健診回数の拡大拡充を見据えまして、妊婦健診の助成を5回からさらにふやす方向で検討をしてみたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 母子保健計画、来年の4月から実施されるということで、これは市町村においては、妊娠、また出産、育児、その他の子育てに関する現状の分析、また今後の望ましい方向性を決めていくということでありますが、今、部長が答弁されました妊婦健診の公費負担の回数なんですけども、さらに5回、5回からさらにということでもありますけども、実際に何回ぐらい考えておられるのか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） ただいま西本部長が申しあげましたように、斑鳩町の母子保健計画においても、安心して妊娠、出産が出来るための支援の一つとしての妊婦一般健康診査助成、一層の拡充を図っていきたいという中でもございますように、今、飯高議員もご指摘のように、5回から14回という関係等について、今、厚生労働省が言っております。

いずれにいたしましても、来年度予算の関係等については、この関係にのっとり、14回になるのか、そこらの点を、今、詰めておって、1回でも多く健診が受けられるような状況にしていくことが、これからのやっぱり子どもさんを、今、少子高齢化と言いながら、やはりそういう点についても、経済的負担等を十分緩和する中で当面は考えていくために、今、ここではっきりと、14回やりますとか13回にするとかじゃなしに、今、西本部長が申しあげたように、今、担当等と副町長等で、予算の関係等について整理をしながら、特に出来るだけ拡充していきたいということもございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 来年の4月に実施される母子保健計画に、14回以上の公費負担回数が明記されますことを期待いたしまして、また強く要望しておきますので、よろしく願いいたします。

次の質問に入ります。2番目の質問でございますが、三代川の美化活動事業についてであります。

これは、現在、三代川愛護会の方々が、昭和41年、三代川の河川の維持管理のため三代川愛護会を結成し、助宗さんの心を引き継ぎ、三代川の環境を守るため、マツバギクの植栽等を実施し、河川の美化活動に取り組んでいただいております。

しかし、近年、植栽に係る事業においては、マツバギクの植栽が思うように繁殖せず、毎年数回行われている草刈りの作業が大きな負担となっているように思います。また、河川においての草刈りの現状を見ますと、法面の草刈りがほとんどで手間がかかり過ぎているような状況の中実施されており、今後、植栽の方法の検討を加える必要があると考えます。

そこで、以上の要旨を踏まえて3点について伺います。

まず①点目の三代川愛護会の活動についてであります。三代川の河川美化事業の推進を目的とした三代川愛護会については、主にマツバギクの植栽をはじめ除草作業に取り組んでいただいておりますが、現在の活動状況についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 三代川愛護会の活動状況についてのご質問でございます。

今、ご質問者がおっしゃいましたように、三代川愛護会は、昭和41年に、三代川の早期改修に伴う陳情及び大和川の早期改修要望等を行うことや、三代川の河川美化事業の推進を行うことにより、三代川の河川管理を適切に行うことを目的に結成されまして、これまで新家地区から稲葉車瀬地区までの同河川の区域内に、マツバギクやサツキ等の植栽事業をされているところでございます。

平成15年度から17年度にはボランティア・リバー・サポート事業として、また平成18年度からは地域が育む川づくり事業のボランティア団体として、奈良県から苗木や防草シートといった物品の助成をお受けになりまして、新家地区から稲葉車瀬地区にかけて、順次、下流側に向かって植栽をされてきたところでございます。

そうした中で、植栽をされました部分を中心として、毎年春から秋にかけて数回除草作業を実施されているところでもございます。

また、町が例年開催をしております6月の斑鳩の里クリーンキャンペーン及び11月の清流復活大作戦にも参加をいただいております。今日まで三代川の美化活動に大いに貢献をしていただいているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、部長の報告で、活動の状況についてはよくわかりました。

また、三代川愛護会は、三代川周辺地域の方々の協力により構成されていますが、どのような団体で構成されているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 構成団体でございますけども、三代川の流域の自治会10団体、それと土地改良区1団体、農家組合7団体の合計18団体により構成をされているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 地域での役割が多い方々が代表となって協力をしていただいていると、除草作業をしていただいておりますが、場合によっては、高齢化などにより負担がかかっているのではないかと私は感じております。今後、後継者をどうするのか、またどう考えていくのかが必要になってきてますので、町の考え方をお聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 質問者もおっしゃっておられるように、各団体の会長、理事長、組合長をはじめ役員の方々の高齢化が進んでいる中にありまして、作業が負担になってきている状態であるということについては否めないということは認識をしているところでございます。このことにつきましては、後継者の育成も必要でございまして、今後、三代川愛護会と協議をしながら対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、三代川の美化事業に対しまして、先人の意思を受け継いでいくためにも、やはり後継者の育成が必要であると考えます。今後、検討していただくということで、要望しておきます。

次に、②点目の三代川の植栽状況についてであります。先ほど申しましたように、マツバギクの植栽が思うように繁殖せずに、毎年数回行われている草刈りの作業は大きな負担となっているように思われますので、町としてどのようにこの状況を見ているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 先ほども申し上げましたが、三代川の植栽につきましては、平成15年度に新家地区にマツバギクやサツキの植栽が行われました。そして、平成16年度から18年度には、服部、稲葉車瀬地区にマツバギクの植栽を行われてきて

おります。

しかしながら、せっかく植栽をされたマツバギクも、植えた直後の1、2年程度につきましては、まずまず順調に生育をしておったところでございますけれども、その後は雑草の勢いが非常に強くなりまして、マツバギクが枯れてしまっている部分が見られる状況となっていることにつきましては、認識をしておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 確かに、部長申されましたように、現地を見ますと、残念ながらほとんどが、マツバギクじゃなしに草が繁殖しているという状況になります。それがまた年々悪化する状況となってきています。その原因はどうだったのかということ、町ではどのように見ておられるのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 植栽事業が、現在のところ、結果としてはうまくいっていないという状況の原因でございますけれども、マツバギクを植栽をする前に防草シートを河川の法面に張りつけまして、植え付け部分にその防草シートを切り込み入れまして植え付けをされた経緯がございます。このことから、その切り込み部分しか根づけをされていないために、マツバギクが増殖をすることが出来ないといったことや、除草作業や経年劣化によります防草シート自身の破損によりまして、雑草が繁茂してマツバギクが枯れることになったというふう考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） なかなか原因を追及するということは難しいということでありまして、今回の、今、部長がご答弁されましたポイント、そういうふうに見られているということに対してのポイントをまずしっかり踏まえて、今後の植栽に生かしていただきたいなと思います。

そこで、次の③番目の今後の三代川美化活動事業の進め方についてであります。さきの現状を見ますと、植栽の育成、除草作業の負担、防草シート等の問題があり、今後の事業の進め方について検討を加える必要があると考えますが、町の見解を伺います。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 今後の三代川の美化活動の進め方でございますけれども、現在、植栽をされている新家地区から稲葉車瀬地区のマツバギクの生育状況が芳しくなく、先ほども申し上げましたけれども、雑草が非常に繁茂している状況でございます。ま

た、先ほども申し上げましたが、除草作業に参加されている会員の方々の高齢化も進んでいる中で、作業が負担になってきている状況でございます。

このため、手入れが比較的簡単で手間のかからない種類の草木への植え替えや、現在使用されております防草シートにかわるものの使用につきましても検討をされているところでございます。

町といたしましても、今後、三代川愛護会はもちろんのこと、県とも協議を行う中で、よりよい方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、三代川愛護会の方と協議をしながら、また県とも相談しながら、要望も含め進めていただきたいと思います。

そこで、私の提案なんですけども、今後、植栽についての方法ですが、先ほどご答弁になった教訓を生かして、一度に植え替えをするのではなく、試験的にある場所を限定し実施し、様子を見て判断してまた考えていったらどうかということで考えておるんですけども、町の見解を伺います。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 試験的に植栽する場所を限定して実施してはどうかというご提案でございますけども、三代川愛護会といたしましても、これまでの植栽事業でマツバギクの育成がうまくいかなかったということから、植え替え場所を一定部分に絞りまして、試験的にほかの草木の植栽を行いまして、その結果を見て今後の対応を考えていきたいというふうに考えておられるところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 愛護会の方々もそういう方向性で考えておられるということで、よくわかりました。今後、この事業を進めていく上において、三代川の県管理者に対しまして、植栽にかかる費用負担が少しふえてくるとは思いますが、このことに対しても助成を県に求めていくよう強く要望したいと思います。これはこれで終わっておきます。

次の3番目の質問に入ります。地上デジタル放送への円滑な移行推進についての質問に入ります。

テレビは、ご存じのように、国民生活に深く浸透した情報基盤です。そのテレビ放送が、従来のアナログ放送という方式から、付加価値の高いサービスが実現出来るデジタル放送という方式に変わります。従来、ご視聴いただいている地上テレビ放送も地上デ

デジタル放送、いわゆる地デジへの完全移行が2011年7月24日を目標に、移行までの期間が2年9カ月を切り、最終的にはアナログ放送が終了する予定となっています。

地デジの魅力は、音質の劣化や映像の乱れがなく、高画質、高音質のデジタルハイビジョン放送が楽しめるだけでなく、標準機能として字幕放送や音声での解説放送など、高齢者や障がいがある人にも配慮されたサービスや、携帯端末向けサービスの充実など期待されております。また、災害情報や暮らしに役に立つ情報番組なども提供される予定になっております。

総務省が今年9月に行った最新の調査によりますと、地デジ対応の受信機の世帯普及率は46.9%、現在、地上アナログ放送が終了する時期についての認知度は75.3%となっています。今後、地上デジタル放送への円滑な移行のためにも、住民への周知や視聴者の負担軽減、経済弱者への配慮など、地デジ放送の活用のあり方と普及に向け、行政の果たすべき役割が重要と考えます。

今回の質問は、地デジ移行推進に向けて起こり得る問題とその対策について列記し、主に4点について質問をいたします。

まず①点目の、高齢者、障がい者等への受信説明の実施と経済的負担についてですが、地デジ放送は、住民の方すべての方が見られるようにすることが必要であります。しかし、高齢者だけの世帯などは、正確な情報が届きにくいと懸念されており、今後の地デジの受信説明による周知徹底が必要と考えますが、この点について、周知の方法等について町の見解を伺います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 地上デジタル放送に対する対応につきましては、総務省において本年7月に地上デジタル放送推進総合対策を策定され、平成23年7月24日のアナログ放送終了に向けて、現在、テレビをご覧になっている皆様に、地上デジタル放送を引き続きご覧いただけるよう万全の対策を講じることとなっております。

その中の取り組みの一つとして、総務省テレビ受信者支援センターを本年10月に全国に10カ所設置し、地域に密着した調査・相談対応、支援等を開始されております。平成21年度の初頭には、都道府県単位に少なくとも1カ所を設置し、高齢者や障がい者等特別にサポートが必要な世帯に対して、きめ細かく受信説明会を開催すると共に、個別に販売店や工事事業者の紹介等を行うことによりまして、当該世帯が確実に地上放送のデジタル化に対応していただけるようサポートすることとなっております。

特に、要介護世帯や高齢者のみの世帯等については、個別訪問によりサポートすると共に、その状況を把握し、アナログ放送終了の前に確実に対応を行っていただけるように働きかけることとなっております。

当町といたしましても、地上デジタル放送への円滑な移行のために、町広報紙における啓発記事の掲載、敬老会等の町行事及び高齢者、障がい者団体の会合でのチラシ配布などの情報提供を行いながら、総務省テレビ受信者支援センターの活動に積極的に協力をしてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） きめ細やかに個別訪問対応ということでしていただくということでお聞きしたんですけど、また一方では、チューナーの購入とかUHFアンテナの設置にかかる経済的な負担ということから、何らかの補助金等の支援が必要と考えますので、このことについての町の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 現在、総務省におきまして、地上デジタル放送の受信者側の取り組みとして、その対策を実施しているところでございます。

その内容をご説明しますと、まず簡単なチューナーの開発、流通の促進として、5,000円以下の簡易なチューナーが市場に出回るように取り組み、その購入により、従来のアナログ受信機を安価にデジタル対応出来るようにしていくとのことでございます。

また、経済的に困窮している方への支援としましては、平成21年度から平成22年度にかけて、生活保護受給世帯に対し、受信機器購入等に係る支援を行うとのことでございます。

生活保護受給世帯以外の低所得者層に対する購入支援、UHFアンテナ設置に対する費用支援は、今のところはない見込みとなっております。

このことにつきましては、テレビが情報を得る手段として生活に欠かせないものとなっていることから、生活保護受給世帯以外の低所得者層及び高齢者世帯、障がい者世帯へのチューナー等購入支援につきましては、総務省に対しまして要望をしているところでございまして、今後も引き続き強く要望をしてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 生活保護受給世帯に対しましては支援があるということですが、今後は、高齢者、障がい者の方に対しましても要望していただいているという

ことで、さらに訴えかけをお願いしておきたいと思えます。

次に、②点目の公共所有建物の影響による受信障害を及ぼすおそれのある世帯の把握など、受信障害対策についてであります。地域によっては、建物や地形等の影響により受信が難しいところがあります。当町においては、受信障害はないのか、また受信障害が発生した場合の対策はどのように対応してもらえるのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 受信障害対策についてでございます。

公共所有建物の影響によります受信障害につきましては、町営の長田団地において、その建設に伴いテレビ電波障害が発生したため、団地内に共同アンテナを設置いたしております。

平成18年度に、その共同アンテナを使用している住民から、デジタル対応テレビを購入したが受信出来ないとの申し出があったため、デジタル電波用のアンテナを設置し、地上デジタル放送に対応をしたところでございます。

その他の公共所有建物の影響による受信障害の報告は、今のところございません。

また、総務省が各放送事業者の報告をもとにシミュレーションを公表している地上デジタルテレビ放送の市町村別カバー世帯数のめやすにおきましても、当町は全世帯がデジタル電波の範囲内となっているところでございます。

しかしながら、龍田北の北部において、複数の箇所からの電波を山々からの反射によって時間差で受信することによりまして受信障害が発生するデジタル混信の事例が報告されております。

この対策につきましても、総務省が放送事業者と共に、平成21年夏までに、実際に影響のある地区や世帯の見極めを完了させ、障害状況、対策内容、実施時期、実施主体等を整理した個別問題ごとの対策計画を策定し、デジタル混信対策の支援に当たっております。

当町におきましても、受信障害情報を積極的に総務省と情報を共有いたしまして、その対策に協力してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 当町においては、公共所有建物による受信障害が今のところはないということで、今、報告がありました。また、一部において、デジタルの混信については対策の支援に当たっているということではありますが、例えば携帯電話の普及が現

在されております。それにより、アンテナ等が設置され、そこから出る電磁波による影響で受信障害となるおそれはないのか、またその対策についてお伺いいたしたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ご質問の携帯電話の電波によりますデジタル放送の受信障害につきましては、総務省テレビ受信者支援センターに問い合わせましたところ、携帯電話の電波は、技術的に地上デジタル放送に全く影響ないとの回答をいただきました。

ただ、アンテナ塔自身が建造物として近隣世帯の受信障害を引き起こすことは、地上アナログ放送よりも軽減されるものの、地上デジタル放送にも発生する可能性があるとのこととございます。

この受信障害が発生し、その対策にかかる改修方法や費用負担などの対処につきましては、総務省において方針が出されておりました、建物所有者と受信者とを当事者とする協議による処理が原則となっているところでございます。

町がそのような受信障害の問い合わせを受けましたならば、専門機関であります総務省テレビ受信者支援センター等への情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、色んなケースでテレビが移らないなどの問い合わせがあった場合、速やかに、今、申されました受信者支援センターへつないでいただくとのこととお願いしておきます。

次に、③点目の地デジ移行に伴う悪質商法への対応についてであります。地デジの移行に伴い高齢者をねらった悪質業者が、工事が必要ですよと言葉巧みに高齢者に近づき、高額な工事費の請求をする地デジ詐欺が横行する可能性があります。これを防ぐための対策について、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 地上デジタル放送への移行に伴う悪質商法についてでございます。

全国的に見ますと、地上アナログ放送終了による不安をあり、ケーブルテレビ加入の勧誘をする事例、架空のデジタル放送接続請求書を送付する事例、NHKを装い、架空の地上デジタル波アンテナ切り替え助成金の交付を受けるための費用約1万円を指定口座に振り込ませる事例などが報告をされているところでございます。

当町において、今のところ、このような事例の問い合わせにつきましてはいたってはおりませんが、今後、地上アナログ放送終了のPRがより一層進むにつれて、このような悪質商法は増加すると懸念されるところでございます。

このことから、当町におきましても、悪質商法への対策は当然必要であると考えており、町広報紙、町ホームページにおいて、他の悪質商法対策と同様に注意喚起記事を掲載し、その啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、高齢者や障がい者の皆さんへは、地上デジタル放送対応やアンテナ交換などを口実とした詐欺や悪質商法に関する総務省の注意喚起チラシを今月の民生児童委員協議会定例会の際に配布し、詐欺被害防止等の呼びかけを行っていただくことといたしております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） わかりました。今後、詐欺被害に遭わないよう、きめ細かくその対策をよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、④点目の大量廃棄が予想されるアナログテレビについて、どのような対策をするのか、町の見解をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） テレビなどの特定家庭用機器は、平成13年に施行されました特定家庭用機器再商品化法、通称家電リサイクル法に基づきまして、製造業者がリサイクルの処理の責務、また小売業者には収集運搬の責務、排出者には適正に排出すること及び再資源化費用を支払うことなどが義務づけられております。

2011年の地上デジタル放送の開始によりまして、大量にテレビの不法投棄が増加するのではないかとのご指摘でございますが、その対策といたしましては、小売業者への指導、排出者への周知、監視の強化など不法投棄の未然防止が必要不可欠であると考えております。

まず、小売業者への指導でございますが、今後、テレビを購入されます方は、地デジ放送の開始に備えてのものがほとんどでございますが、買い替えが主流になると考えております。そういったことから、引き取り義務が生じる小売業者に対して、家電リサイクル法の趣旨と再商品化費用負担を利用させていただくよう購入者に十分説明するように指導をしていかなければならないと考えているところでございます。

次に、排出者への周知につきましては、特定家電の排出の仕方等につきまして、これ

までも、町のごみの分け方・出し方の冊子や、町の広報紙、自治会別環境問題学習会などでも何度も説明をしてきておりますが、さらに地上デジタル放送開始に合わせて啓発チラシを作成するなど、家電リサイクル法の趣旨を説明する必要があるのではないかと考えております。

また、再資源化費用につきましては、製造業者が定められておりますので、どこの小売業者でも変動がございませんが、収集運搬費用につきましては、小売業者の裁量に委ねられているところから、そういった点も購入先を選ぶポイントであることを周知し、出来るだけ費用負担が軽減されるような方法も周知してまいりたいと考えております。

そして、次に監視の強化でございます。不法投棄されにくい環境を醸成するために、週1回町職員により環境パトロールを実施しており、現在、不法投棄されやすい場所を重点的にパトロールをしておりますが、さらに住民からの通報等があれば、重点地域に加えてパトロールコースを設定いたしまして、不法投棄の早期発見や早期処理に努めてまいりたいと考えております。

また、シルバー人材センターとも連携をし、業務中に発見されました不法投棄の早期処理に努めますと共に、地域の環境保全推進委員さんによる巡視活動も充実していただきますことで、町だけでは目の行き届きにくい場所での不法投棄の発見につながりますことから、不法投棄に関する巡視活動にも取り組んでまいりたいと、このように考えております。

また、不法投棄の多発地域に町内の小学生が作成したポイ捨て禁止の啓発看板を設置するなどによりまして、常に不法投棄されにくい環境づくりにも努めてまいりたいと考えております。

なお、現在まで不法投棄されました特定家庭用機器は、各自治体が再商品化費用を負担してきておりましたが、財団法人家電製品協会におきまして、平成21年度から3カ年の予定で、不法投棄の未然防止事業及び製造業者への引き渡し料に対して一定の助成がされる特定家庭用機器不法投棄未然防止協力事業が創設をされました。

当町といたしましても、その助成制度を受けるために応募をいたしましたところ、環境保全推進委員の巡視活動及び手づくり啓発看板設置事業など未然防止事業及び家庭用機器引き渡し料について、一定の助成につきまして交付内定をいただいておりますので、そういった協会等が実施する助成制度なども十分に活用しながら、2011年地上デジタル放送開始に合わせて危惧される特定家庭用機器の不法投棄対策を充実させてまいり

たいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、2011年7月のアナログ停止以降、テレビの排出量がすごく増加する傾向にあるということで、総務省も発表しております。今後、不法投棄の推移を見ながら監視の強化に努めていただくよう要望をしておきます。

最後に、4番目の質問に入ります。

平城遷都1300年祭での県内市町村の取り組みについてであります。平城遷都1300年祭を機に、日本の歴史文化が連綿と続いたことを祝い感謝すると共に、日本の始まり・奈良を素材に、過去、現在、未来の日本を考えることを趣旨として、2010年1月1日から平城遷都1300年記念事業がスタートします。現在、平城遷都1300年祭の始まりを告げる500日前のスターティングイベントが、今年8月後半から始まっております。

この平城遷都1300年祭の実施基本計画では、平城宮の事業をはじめ県内各地事業として県内各地の歴史文化、自然等の様々な素材を生かし、シンボリックなイベントが開催される予定となっております。2010年の1月から4月の期間においてシンボルイベントがありますが、当町としてどのように進めておられるのか、お伺いたします。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） ただいまご質問者の紹介にもございましたように、2010年、平成22年でございますけども、2010年は、日本で初めての本格的な都でございます平城京へ遷都された710年から数えて1300年を迎えることとなります。奈良で生まれました数々の遺産は、静けさの中に華やかさを秘め、現在も私たちの心を癒してくれております。平城遷都1300年祭は、そんな美しい日本の歴史文化を理解し、未来へ伝える取り組みでございます。

この平城遷都1300年を機に、日本の歴史文化が連綿と続いたことを祝い感謝すると共に、「日本の始まり奈良」を素材といたしまして、過去、現在、未来を考えることとしております。会期につきましても、質問者おっしゃっていただいたとおり、平成22年1月1日から12月31日の1年間で、会場につきましても、平城宮跡を主会場といたしまして、奈良県内の各地となっております。

主な取り組み事業といたしましては、平城宮跡事業といたしまして、大極殿完成イベ

ント、花と緑のフェア、光と灯のフェア、平城宮フェア、そして春夏秋冬の四季ごとの通季イベントなどを開催することとなっております。

また、県内各地事業といたしまして、オープニングイベント、現地秘宝・秘仏特別公開、地域イベント、そして多彩なウォーキングイベント、マラソンなどを展開をいたします。その関連広域事業として、東アジア未来会議奈良2010などコンベンションなどの開催をいたします。事前展開事業といたしましては、プレイイベント、広報活動の推進、誘客活動などを推進するという、以上のような事業展開を行うこととしてございます。

ご質問のシンボルイベント、地域イベントでございますけれども、県内各地事業の地域イベントとして展開する事業となっておりますが、まずこの斑鳩を含む斑鳩・信貴山周辺地域、そして飛鳥・藤原地域、吉野周辺、そして葛城周辺、大和高原・宇陀周辺に分けて、地域の歴史文化資源を生かしたイベントを展開しようとするものでございまして、イベントイメージといたしましては、核となるテーマ性の高いイベントで盛り上げるよう検討をすることとなっております。

実際のこの地域イベントにおきます斑鳩・信貴山周辺地域を構成する市町村は、生駒郡4町と大和郡山市との1市4町で、平城遷都1300年記念事業協会をまじえ協議を行っているところでございます。

今後は、関係の市町村、平城遷都1300年記念事業協会、その他各種団体などで地域実行委員会を設立いたしまして実施していくこととなっております。また、平城遷都1300年祭のオープニングイベントは、この斑鳩・信貴山周辺地域で実施することを検討しているところでございます。

なお、斑鳩・信貴山周辺のテーマは、聖徳太子と仏教文化となっております。日本文化に仏教が与えた影響は非常に大きいと言われておりまして、世界遺産法隆寺地域の仏教建造物群をはじめといたしまして、いにしへの社寺等歴史資源が点在する斑鳩・信貴山地域を中心に、地域が持つ観光資源と歴史文化資源等の魅力を一体的に発信していくこととなっております。

なお、イベント等の内容の詳細につきましては、今後、関係市町村や地域実行委員会で検討していくこととなっております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 町として平城遷都1300年祭での、今、言われました地域イ

ベントのかかわりの中でどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 美しい日本の歴史文化を未来に伝えていく取り組みといたしまして、また奈良県全体を関西の国際的な歴史文化観光拠点として発展させるための平城遷都1300年祭という歴史文化イベントでございます。

斑鳩町におきましても、世界文化遺産の法隆寺をはじめといたしまして数多くの歴史的文化遺産があることから、今後の当町の観光振興を考えながらこの事業に協力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、シンボルイベント、すなわち地域イベントということで変わったと思うんですけども、開催に際しての県の支援はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 支援についてでございますけども、この地域イベントは、地域ごとの市町村で構成する運営会議で協議し決定されたイベントを実施するものでございまして、その費用につきましては、いわゆる冠事業、当町が従来からやっていた事業にその1300年祭を冠する、そういった冠事業は別といたしましても、平城遷都1300年記念事業協会が、そのほかにつきましては全額負担することとなっております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） わかりました。今後、地域イベントに向けての地域での実行委員会が行われるということですが、斑鳩町の文化遺産等アピールするような企画をしていただいて、住民の皆さんに事前に経過内容等を周知して、住民参加のイベントとなるよう期待いたしまして、以上で私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、11番、飯高議員の一般質問は終わりました。

続いて、2番、小林議員の一般質問をお受けいたします。2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、今回も放課後子ども教室についてであります。当初色々なご意見が出ていましたけれども、試行という立場から、少ない人数で試験的に実施していただいたわけで

はございますが、その3カ月間の試行を振り返っていただき、成果、課題を踏まえた上で、次年度の、来年度の考えを示していただきたいと思います。

まず、意義と申しますか、成果についてお聞きしたいのですが、参加された大人自身も活動を通じて何を感じ取ったのか。また、児童も、今回の活動を通じて、地域社会との交流を通じて、どんなことを感じたのか。そして、行政としても、今回実際に実施してみて、どんな成果を得たのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この放課後子ども教室についてでございますが、9月から3カ月間試行的に実施してきたところでございます。その結果と申しますか、状況についてのお尋ねでございます。

各校の参加者につきましては、3～6人という大変少ない人数でございまして、当初見込みから減少してというんですか、当初の予定よりも少ないということでもございました。本事業の趣旨から考えますと、効果は期待出来ないものというふうに考えておりましたけれども、放課後の子どもの居場所づくりの中で、地域の方々、あるいは異学年の児童との交流が図られることを願って実施をいたしてまいりました。

子どもたちは、軽スポーツを通して、ルールの大切さや体を動かす楽しさを再認識すると共に、お手玉、あるいは布ぞうりづくり等を通して、物づくりの楽しさを知ることが出来たというふうに考えております。

また、ご協力いただきました老人会、婦人会、あるいは元気クラブいかるがの方々には、講師や安全管理員として協力をいただく中で、自分たちの特技を披露する場を得ると共に、生きがいや、社会の中で必要とされていることの実感が持てた等々、活動を通してボランティア活動への理解が深まったというふうに感じております。また、学校で活動していたことで、地域の核である学校への親近感が強まったと、こういったことが成果として挙げられるものではないかと考えております。

また一方で、3カ月間ありますけれども、毎週の実施ですと、準備あるいは人員の確保、これは指導者とか、あるいは安全管理員の、そうした方々の人員の確保でございますが、そうした確保に大変苦勞をしたと言っておられる団体もございまして。参加者数が増加した場合には、十分な対応が困難であるという問題点も出てまいっているのが現状でございます。

3カ月間試行いたしました結果の今までの状況でございます。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 3カ月間の試行でございましたので、国が言っているような、再チャレンジを可能とする柔軟で多様な仕組みの構築や、新しい少子化対策としてという成果まではいきませんでしたけれども、実際の活動を通して見させていただき、当初の家庭、学校、地域が連携するための交流活動等の機会を提供し、子どもたちに生きる力の育成を学校教育以外の活動においても支援し、幅広く参加すれば、地域社会全体の教育力の向上も期待出来るというふうな感じや、今、ご答弁いただいたように、子どもたちの自主性、社会性を養う環境づくりといった子どもたちの居場所づくり等に関して言えば、一定の成果を得たのではないかなというふうに、私もそのように思っております。

しかしながら、いまして課題もおっしゃっていただきましたけれども、確かに多くの課題が発生したように見受けられましたけれども、また斑鳩町という地域ではどのような課題が発生したのか、もう少し、今以上に内容、もし問題点があればお伺いしたいのですが。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この事業の課題についてでございますが、まず最初に、先ほども申し上げましたように、児童の参加人数が少なかったことが挙げられるというふうに思っています。これをどのように増員していくのかというのが、一つの課題であるというふうに思っています。

そういうことで、開催した後に見学会を催したり、あるいは追加募集を行ったりしながら参加人数の増を図ってきたところでございますけれども、結果的には15人、2名が追加的に参加されまして最終15名というような状況でございました。

次に、ボランティアと学校を結びつけますパイプ役のコーディネーターの確保が十分出来なかったこと等が課題として浮き彫りになってきているというふうに思っています。今後、こうした学校、家庭、地域を結びつける人材の確保等が大きな課題ではないかなというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 対象となる児童の方も少なかったですけれども、やはりボランティアの方々も、特定の団体の役員の方々という限られた人数の中で、毎週水曜日2時、やはり早い方で2時に来られてましたんで、2時から5時まで約3時間、毎週水曜日3時間特定の方々だけでこの教室を運営するというのは、なかなか、すごい大変だなと

いうふう実感しましたけれども、しかし、今、ご答弁いただいた課題は、全国の当該事業の統計データやアンケート結果、問題点の事例報告を見ますと、斑鳩町だけの問題ではなく、このような地域力を高めていくような取り組みについては、こういう事業を導入するに当たっての共通の課題であるように見受けられます。この課題をどう乗り越えていくのかが、今後の放課後子ども教室だけではなく、学校での総合的な放課後対策事業を展開していく上での課題でありますので、この課題を、学校、事務局、ボランティアが身をもって体験したことが、実感したことが、今回実施して得た一つの成果でないのかなというふうに、私はいい方に考えております。

また、今後、この一つ一つの課題を乗り越えていただくように、努力していただくように、この件に関しましてまた強く要望して次の質問に移らせていただきます。

③つ目といたしまして、来年度の実施についてでありますけれども、まだ現段階では、最終の放課後子ども教室実行委員会での協議がまだではございますけれども、現時点で結構でございますので、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、小林議員もおっしゃっていただきましたように、成果として、そうした子どもたちが楽しく参加出来たと、参加している子どもたちには楽しい好評を得ているということについては、大きな成果ではあろうというふうに思っています。

こうしたことで一定の成果を上げたわけですが、当初、3小学校合わせまして、先ほども言いましたように、13人の参加でございました。以後、再度募集等々を行う中で、2名追加いたしまして15名の参加というような状況でございます。

参加した子どもたちから、今も申し上げましたように、アンケート等とりました中では、15人中13人、ほとんどの子どもたちが、やっぱり楽しかったという答えをいただいております。その中の11人が、来年度も実施されたら参加したいという答えが返ってきています。こうした好評を得た中には、今年度は参加者が少なかったことと、そして指導員といいますか、そういう方々とほとんどマンツーマンの指導によって子どもたちが活動出来たと、こういったことが大変好評を得たのではないかなというふうに考えているところでございます。

参加者は、対象学年が4年、5年、6年生全体の1.9%という、予想を大きく下回った参加人数となったわけでございます。

また、各協力団体との調整、あるいは費用等から考えまして、来年度以降の実施につ

きましては、放課後子ども教室運営委員会を開催いたしまして、今日までの評価と課題の検討を行い、次年度の実施の有無について慎重に検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） わかりました。放課後子ども教室につきましては、今度の実行委員会での最終的な結論を待ちたいと思っております。しかし、何らかの学校、家庭、地域が、子どもたちの顔を見ながら交流出来る総合的な放課後対策事業を、子どもたちを通じた地域の連帯感形成への取り組みを強く要望し、次の質問に移らせていただきます。

次に、今年度から国の方から、学校支援地域本部事業という新しい事業が出てまいりましたけれども、これは全国を対象にし、事業費は全額国の補助で、まあいつまで国の全額補助が続くのかは疑問ではございますけれども、地域間の財政格差問題による当事業の取り組みについての公平性は確保されましたけれども、その他のこの事業の内容を見ますと、効率性、有効性、優先性等は、先ほどの放課後子ども教室にありますような、一般の住民さんから見ると、ボランティア側から見ると、放課後子ども教室と余り変わらないように見受けられますけれども、この事業は一体どういう必要性から生まれたものなのか、またどのような関係者で今後運営されていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、お尋ねの学校支援地域本部事業についてでございますが、この事業の趣旨、目的でございますが、近年の青少年を巡ります様々な課題が発生している背景として、地域における地縁的なつながりの希薄化、あるいは個人主義の浸透などによる、いわゆる地域の教育力の低下が指摘されています。

また、学校におきましては、教員も学習以外にかかわる業務が多くなり、教育に専念出来にくい状況となってきたというような現状がございます。

そこで、学校の負担軽減を図りつつ、地域の教育力を再生し、地域全体で学校教育を支援する、つまり学校への支援ボランティアを育成し、学校を核とした地域の教育力の向上を目指した取り組みを行うことを目的として平成20年度より始めました事業でございます。これは3年間のモデル事業でございます。

まず、この組織と構成でございますけれども、まず学校支援地域本部の組織についてでございますが、一番上に、上部組織といたしまして、斑鳩町に学校支援実行委員会を

設置いたします。その下に、斑鳩町学校支援地域本部、これを設置します。そして、その下に、各学校ごとに、3小学校、2中学校に、学校地域教育協議会を設置してまいりまして、その3つの組織から構成されているところでございます。

そして、斑鳩町の学校支援実行委員会のメンバーについてでございますが、これは社会教育委員会議の代表、あるいは小中学校のPTAの代表、小中学校長の代表、識見者で構成をしましてまいっております。

それからまた、その下の学校支援地域本部の構成メンバーにつきましては、各学校の代表、生涯学習課、識見者で構成をいたします。

さらに、各学校におきます地域教育協議会の構成でございますが、各学校の実情に合わせたものとして、学校、PTA、あるいはPTAの役員、そして保護者等で構成をされています。

もう一つ、各組織の活動内容でございますけれども、学校支援実行委員会では、学校支援地域本部からの報告に基づきまして、事業内容の検討や助言、評価、人材確保を行ってまいります。

次に、学校支援地域本部につきましては、各学校の地域教育協議会の要望の取りまとめ、あるいは学校支援実行委員会への報告、物品の提供、あるいは人材の派遣、コーディネーターとの調整等を行ってまいります。

さらに、各学校の地域教育協議会につきましては、学校の支援等を取りまとめて学校支援地域本部へ報告を行うということでございます。

以上が、学校支援地域本部事業にかかります組織と構成メンバーと各組織の任務でございます。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 学校支援実行委員会の中に、放課後子ども教室でございましたら各種ボランティア団体の代表さんが入っておられましたけれども、そういったボランティアの代表さんというか、そういう団体の方が代表としてこの中に入っておられるのかどうか、確認させていただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 特に団体を指定してこの中には、今、入っていませんけれども、社会教育委員会議の中に色んな団体の代表者が入っていただいております。そうした中で、色々議論をしていただくということになってくるかと思っております。そして、実際に指

導等いただく場合については、その年度の学校地域教育協議会から出てまいりました内容によって、それぞれのボランティアを募集していきたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 今、ご説明いただきましたけれども、やはり大まかな概要については、放課後子ども教室と似ているのかなというふうに感じてしまいましたけれども、放課後子ども教室で出来ることも学校支援事業の方でも出来るのかなというふうに感じとらせていただきました。

メンバーの構成についても、各ボランティアの代表から、有識者と申しますけれども、コーディネーターへ変わったことと、また中学校関係者、教頭先生等が加わったことの変更かなというふうに思っているぐらいでございます。

では、次に、今年度から実施もう既にされておりますけれども、今年度の実施事業について、詳しく少し説明していただけますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今年度の事業についてでございますが、10月に斑鳩町の学校支援実行委員会を立ち上げいたしまして、各学校からの要望の結果を踏まえまして、各学校図書室の整備と登下校の見守りの強化について、それぞれの学校から要望が出てまいりました。

学校図書につきましては、平成17年度から斑鳩町として図書費を、交付税算入の1.5倍の図書費を予算編成していただいて、各学校の図書の充実を図ってまいったところでございます。そうした中で子どもたちへの読書の推進をしてまいりました。

今日まで図書室の業務につきましては、貸し出し業務、あるいは返却等につきましても、すべて手作業で実施してまいりまして、なかなかスムーズな作業が困難であったというのがございます。

したがいまして、今回この学校支援地域本部事業を活用いたしまして、各学校図書室のデータ管理を行うための機材を設置いたしまして、図書ボランティア、あるいはPTA等の協力のもとに、学校図書の整備を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、登下校の見守り強化につきましては、スクールガードリーダーをコーディネーターといたしまして、各学校安全の見守り強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 少し図書ボランティアの関係の方で、このコーディネーターの方の、どういった方になっていただいたのか、説明していただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） スクールガードリーダーにつきましては、今、県から派遣されておりますスクールガードリーダーをお願いをいたしております。

そして、図書の整備につきましては、図書ボランティアの方がございまして、その方々をお願いをいたしております。そして、その方から、各読書グループ、あるいはP T Aの皆さん方、あるいは学校の先生、生徒等を指導しながら図書の整理をしているということでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 今年度から各学校の図書室を整備するということですので、手始めにコンピュータを導入されて、まず自分のところで各本を管理するという事なんでしようけれども、これは将来、今の段階ではわからないかもしれませんが、各学校間の図書の本の交換や、また町立図書館との交換等も出来るようにするのか、お考えをお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 以前から斑鳩町立図書館と学校図書との連携ということは、この図書館の建設当時からそういう課題があったというふうに聞いております。現在は、町立図書館の図書を1回に100冊程度持ち出しまして、それぞれに学校、幼稚園、あるいは保育所等に貸し出しをいたしております。また、今、読書計画の中でも、学校と町立図書館の連携ということで、年に数回学校の司書の先生方と町立図書館の司書との交流を行いまして、それぞれの課題、疑問、あるいは問題点を出し合いながら協議をさせていただいております。

このパソコンによります貸し出し、学校で町立図書館の本を貸し出し出来るかどうかということですが、これについては、今、まだ調整が必要であるというふうに思っています。

そして、今回いたしましたのは、町立図書館の図書の検索は学校から出来るというふうに考えております。

今後、そうしたことが、今、小林議員がおっしゃっているようなことが出来るのかどうか、その辺は十分検討していかなければならないというふうに思っています。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 今年度の事業については、理解いたしました。

それでは、最後に、来年度の予算請求と申しますか、来年度一体どのような事業をされるのか、そしていつまでに、来年度いうてももう12月ですのでね、いつごろ国に申請しなければいけないのか、事務的なことを教えていただきたいのと、それにあわせて、今後のビジョンなんですけれども、今後のこの事業に対してのビジョンが明確であればあるほど、やっぱり学校、家庭、地域がより参画しやすくなると思うんですけれども、今の段階で、一体斑鳩町はどのようなビジョンを持ってこの事業に当たるのか、お聞かせ願えますか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この事業は、本年度と来年度の2カ年で実施しようというふうに考えております。

この事業費につきましては、国から県が委託され、そして県から斑鳩町学校支援実行委員会に再委託されてくるということで、全額国負担ということでございまして、20年度につきましては200万円の事業ということで、今、国の方から認可をいただいているところでございます。

21年度につきましては、現在、それに向けて、各学校に平成21年度の実施希望事業についての取りまとめと報告をお願いしているところでございます。

今後のビジョンでございますけれども、地域における学校支援につきましては、学校、地域、PTAの方々が互いに協力し合いながら、次世代を担う子どもたちのために地域が一体となって、学校を通じまして地域の教育力の向上を目指して取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） これは、国から補助をいただきますので、何月ごろにはある程度の事業をまとめて国の方に提出しなければいけないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この事業の取りまとめにつきましては、21年度事業につきましては、来年の1月に一応計画を出すということで、国の方から指導を受けています。その準備を、今、いたしております。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） これもまた新しい取り組みということですので、今年度から始まったばかりの事業について質問させていただきましたので、明確なといいますか、今後、明確なビジョンを持って取り組んでいただけて私たちに報告していただければ、私たち地域の住民としても参画しやすいのかなというふうに思っております。

そして、公立学校という限られた予算と人員、制度による制約がある中で、果たして学校主導で、教師主導で、学校側だけで今後のさらなる時代の変化に対応出来るのかなというふうに疑問を抱いております。

そして、子どもたちの学習経験、学校経験をより豊かにするためにも、やはり学校の外にある資源を、この事業や放課後子どもプランで言います地域力を最大限に活用出来る環境を構築していかなければならないのかなというふうに思っております。

ですから、そういう将来を見据えた明確なビジョンを持って当該事業に取り組んでいただくことを強く要望させていただきます。

また、そしてもう一つ要望させていただくんですけれども、学校支援ということですので、学校からの要請がなければなかなか、学校の要請に対応するということですので、学校からの要請がないと始まりにくい。こっちから、地域から押しつけるわけにもいきませんので。

ですから、先生方に対しましては、学校外部からの支援を行う領域というのを明確にし、学校の日常が展開する領域等を明確に区分し、先生方の領分をしっかりと尊重いたしますので、学校に少し開放をしていただきたいというふうに考えております。そうして、やはり学校の各色々なニーズを、学校支援ですので、困っていることや支援してほしいことを地域に発信していただかなければ、この事業も地域力も高まってまいりませんので、しっかりと地域にニーズを発信していただくことを強く要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） 以上で、2番、小林議員の一般質問は終わりました。

午前10時40分まで休憩いたします。

（午前10時18分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、8番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず最初の定額給付金についてであります。このたび国が景気対策として総額2兆円を全国民に交付する定額給付金制度、国民1人当たり1万2,000円、ただし18歳以下の子どもと65歳以上の高齢者は2万円を来年3月末日までに給付する方針を打ち出しましたが、地方自治体において政策の目的や所得制限を設けるか否かで二転三転している現状であります。

そこで、斑鳩町は定額給付金制度を景気対策として有効であると考えているのか、また所得制限についての見解を小城町長に聞きたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 定額給付金が景気対策として有効であるかの質問でございますが、国が景気不安や世界的な金融不安に対応することを目的とし、新しい経済対策、生活対策の一つとして、生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援として総額2兆円を限度として定額給付金が実施されるものであります。また、あわせて、家計への緊急支援としての効果をより迅速に実現し、かつ低所得者にも広く公平に行き渡らせるために、給付方式によることとなっております。

そうした中で、景気対策として有効かとのご質問ですが、総額2兆円のうちの程度が消費経済に回るかにより経済への有効度が違ってまいりますので、今現在そのような数値は持っておりませんので、国のGDPにどれだけの影響があるかについては、お答えすることは難しいと思っております。

所得制限については、先だって11月26日の全国町村会長大会でも、会長から、町村会につきましては所得制限はしないということも発表されております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、斑鳩町として、国が示している年度内、来年の3月末日までに全世帯に定額給付金の交付は可能なのか、またそれを実施するに当たって町の事務手続に伴う費用は幾らぐらいかかるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 町として年度内に全世帯の実施は可能であるかとのまず第1点目のご質問でございます。

先般、11月28日に、都道府県、政令指定都市の担当者に定額給付金事業のたたき台として提示した国の説明会が開催されたところでございます。その資料の中で、給付

に当たっての課題があり、具体的な実施方法については、現在検討されるところでございます。今後、制度概要について取りまとめられ、国の第2次補正予算として関連法案と一緒に提出され、国会の議決後実施となり、そうした状況として年度内の給付開始を国は目指すものとしたしておりますが、現段階では未定でございます。

また、2点目の事業の実施に伴う費用についてのご質問でございます。

まず、給付費についてでございますが、給付額は世帯構成者1人につき1万2,000円であり、そのうち65歳以上の者及び18歳以下の者については、1人につき2万円として算出される額が給付されます。

給付対象者は、住民基本台帳に記録される者または外国人登録原票に登録されている者のうち、永住外国人や日本人の配偶者等、定住者等の外国人で、本町に対して給付される給付費について、本年10月末現在で試算しますと、約4億3,000万円と見込んでおります。

また、事務費についてでございます。定額給付金の申請の方法や本人及び口座の確認方法等給付に係る手続等の詳細が決定していない段階でございまして、現在のところは未確定でございます。

なお、この給付に係る正職員及び臨時職員の給料等につきましても、詳細が決定いたしておりませんので、まだ現在のところ算定を出来る状況ではございません。

以上であります。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 先日のテレビを見ていますと、1世帯当たり、色々申請書の送付とか人件費も含めまして1,500円ぐらいかかるのかなという感じで言うてました。実際のこの費用については、事務費については町が負担するということ言うてたんですが、実際はそういうことなんですか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 先ほども申し上げましたように、何ら詳細は来ておりませんので、ここでご答弁するまでには至っておりません。

ただ、参考といたしまして、平成10年、11年度に地域振興券が交付されました。あの時の事務費といたしましては、地域振興券等を印刷する費用がございまして。また、各商売屋さん、地域振興券の換金業務等々がございまして、それらの手数料を含めた段階では、約900万円が事務費として来ております。

もう1点、平成8年から9年にかけて、ご存じのように福祉給付金が配られました。あの時は、事務費につきましては、65歳以上の一定所得以下の人、また15歳未満の一定所得以下の人を対象でございました。この時の事務費につきましては、約130万円程度となっておりますので、これだけの乖離がございますので、今現在、今、ご質問の定額給付金の手務費については、お答えする段階ではございませんということをご了承願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） わかりました。実際に新聞等で見ますと、なかなか国が言うている年度内全世帯というのは、非常にそれを実施する自治体からは悲鳴が上がっていると、なかなか出来にくいというような記事もあります。

そこで、私は、この定額給付金制度は、国の抜本的な景気対策にはならず、焼け石に水のような政策だと思っています。斑鳩町も、定額給付金制度を実施していく中で、ぜひとも斑鳩町独自の画期的な財政再建をこの時期にやらなければならないと思います。そこで、町の財政再建を踏まえて次の質問に移りたいと思います。

2番目は、入札制度の見直しと業者選定についてであります。

私は、議会の場で何回も入札制度の改革を提案してきましたが、町は地元業者の育成という理由で一向に改革をいたしません。私は、そこで今回は、斑鳩町の入札の実態を明らかにし、その上で他の町村と比較しながら斑鳩町の問題点を指摘したいと思います。

まず、平成16年から今日までの過去5年間の業者別の公共工事の請負金額と落札についてであります。業者別のすべての数字を聞くだけで時間が来てしまいますので、前もって資料をいただいておりますので、まず年度ごとの請負業者の数と請負金額の合計、落札率をお答えください。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、個々の業者ごとにお答えしないと、それについては議事録に残りませんが、それでよろしいでしょうか。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） はい、結構です。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） それでは、総括でお答えをさせていただきます。

平成16年度につきましては、30社でございます。合計65件、請負金額合計は1

3億5,916万5,570円で、請負金額合計に係る落札率は96.08%となっております。

続きまして、平成17年度につきましては、31社で合計57件、請負金額合計は14億5,934万4,705円、請負金額合計に係る落札率は96.77%となっております。

続きまして、18年度でございます。18年度につきましては、33社で合計64件、請負金額合計は18億9,677万1,030円で、請負金額合計に係る落札率は78.49%となっております。

続きまして、平成19年度でございます。29社でございます。合計55件、請負金額合計は28億3,101万9,135円、請負金額合計に係る落札率は91.39%となっております。

平成20年度でございます。11月28日執行分までの入札結果でございます。16社で合計26件、請負金額合計は9億8,405万3,174円、請負金額合計に係る落札率は94.49%となっております。

以上であります。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今の町の報告を聞いていますと、落札率で、平成16年度96%、平成17年度97%に比べ、18年度は78%と落札率が改善されたように思われますが、ところが実際にこの資料を見て判断いたしますと、実は大手ゼネコン2社の高額の下水道工事の落札率が、4億8,825万円の落札で、61.5%、あるいは2億5,935万円の落札金額で落札率が65.69%、この数字があるために全体として78%という形で全体が下がったわけございまして、それ以外の地元業者の落札率は93から97%と高い落札率のまま、落札率の改善はされていません。

そこで、事前に町から提出してもらった業者別の落札率の中で際立って落札率の高い、今年9月に13億6,000万円で完成した総合福祉会館と、本年度から2カ年の継続事業として計画している2億8,300万円の（仮称）斑鳩町文化財活用センターの入札の経過と、請負業者、落札率について質問いたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 入札当時の段階の名称で答えさせていただきます。

初めに、（仮称）斑鳩町総合福祉会館の入札の経緯と請負業者、落札率についてでご

ございます。

入札の経緯につきましては、平成19年第3回町議会定例会でご説明させていただきましたとおり、建築工事については、制限付一般競争入札として、平成19年2月26日に入札を実施し、落札者と仮契約を締結したところでございますが、請負者の指名停止によりまして仮契約を解除いたしました。このため、同じ日に実施した機械設備工事、電機設備工事の指名競争入札による落札者との仮契約につきましても、解除いたしましたところでございます。

その後、再度入札を行うこととなりましたが、工期がおくれ、平成20年度の完成になることから、繰越明許費の予算補正を専決処分させていただき、平成19年第2回町議会臨時会でご承認をいただいたところでございます。

繰越明許費の予算措置を行った後、再度、建築工事に係る制限付一般競争入札を実施するため、平成19年4月6日に入札公告を行いました。入札参加者がございませんでした。

このため、入札参加の条件等の見直しを行い、平成19年4月16日に改めて制限付一般競争入札の入札公告を行ったところ、2社の参加申し込みがあり、平成19年5月24日に開札を行いました。

しかしながら、開札の結果、落札者がなく契約に至らなかったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格入札者である村本建設株式会社と随意契約により工事請負契約の締結を行うこととし、交渉を重ねました結果、5月30日に仮契約を締結いたしました。

平成19年第3回町議会定例会に工事請負契約の締結についての議案を上程させていただき、議会初日に議決を賜り、6月4日に本契約を締結したところでございます。

また、機械設備工事、電機設備工事に係る指名競争入札につきましては、平成19年6月15日に開札を行い、仮契約を締結の後、平成19年第3回町議会定例会に工事請負契約の締結についての議案を追加上程させていただき、議会最終日に議決賜り、6月22日に本契約を締結したところでございます。

次に、請負業者、落札率についてでございます。

建築工事につきましては、請負業者は村本建設株式会社奈良本店で、落札率は100%、機械設備工事については、請負業者は株式会社三晃空調大阪本店で、落札率は98.87%、電機設備工事については、株式会社太子電機で、落札率は99.42%で

ございます。

次に、（仮称）斑鳩町文化財活用センターの入札の経緯と請負業者、落札率についてであります。

入札の経緯につきましては、総合評価落札方式による制限付一般競争入札で実施したく、第1回目は平成20年6月23日、第2回目は9月22日に入札公告を行い入札事務を進めたところでございますが、いずれの公告につきましても、1社のみ参加申し込みとなりました。

一般競争入札につきましては、参加者が1社となった場合でも入札は有効と解釈されることもございますけども、ただその競争性の確保をいかに保つかが重要な要素とされております。このため、少しでも疑義が生じる見込みのあるものについては避けるべきものと判断し、いずれの入札も中止をいたしました。

（仮称）斑鳩町文化財活用センター整備工事につきましては、本町の重要事業であり、これ以上のスケジュールのおくれを生じさせることも出来ないと判断したことから、改めて入札公告を行うに当たっては、通常の制限付一般競争入札で行い、入札事務を進めました。

平成20年11月14日に開札を行い、仮契約を締結の後、本議会定例会に工事請負契約の締結についての議案を上程させていただいたところでございます。

次に、請負業者、落札率についてであります。請負業者は村本建設株式会社奈良本店で、落札率は98.75%でございます。

以上であります。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今話を聞いて非常に不思議に思うのは、非常に不況の中で、土木業者からすると、町の公共事業というのは一番おいしい仕事のはずなんですよね。絶対に倒産はないし、それできちっと決まった日に入金はされるし、現金やしということの中で。ところが、総合福祉会館の時も制限付一般競争入札で、まず1回、入札が出来ないぐらい会社が集まらない。文化財活用センターにおいても、集まらない。そもそも、これ自身が非常に私には納得のいかないことございまして、以前、総合福祉会館の時には、この件について色々と議会で質問をいたしました。そして、再度、今回、文化財活用センターの入札について、また同じように経緯があります。

この2つの事業の入札の経緯の共通点は、今、おっしゃったように、この不況にもか

お尋ねしときたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） ただいまの文言の中で、談合というのは、私は名古屋地下鉄談合で奥村組さんが辞退をされたということの文面を書いていたかんと、何か町が談合でそれを中止だということになりますので、その言葉で、今、議長、配慮願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 価格でございます。（仮称）文化財活用センターでございます。設計の段階での、時期的な乖離がございますので、再度設計業者に見ていただき、設計金額は変えております。総合保健福祉会館の時には、これにつきましても、時期が異なっておりましたので、設計金額は変えております。

それと、今の（仮称）文化財活用センターでの相手方ですけれども、議会の方にもお示しいたしておりますけれども、相手方は株式会社奥村組奈良営業所でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 時期が変わったのでもう一度設計をやり直して金額を変えたということですが、こういう不況の中ですから、価格としては下がったんですか、それとも上げたんですか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 価格は、上がっております。資材の高騰もございまして、上がっております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、上がっているということなんですが、そしたら、今、落札率については98.75%やおっしゃったんですが、それでは上がる前の金額でしたら、落札率は何%になるんですか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 上がる前の金額、ちょっと調べさせていただきます。悪いです、すみません。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） いや、行政の言われているこの答弁を聞いていますと、非常に、何でこれぐらい住民の感覚と行政の感覚がずれがあるのかなというふうに思いますし、

今、奈良県下でも一生懸命行政の無駄をなくすため、あるいは財政再建をしている町村はたくさんあります。

この近くの生駒市では、入札制度の改革をして、電子入札という方法によりまして、2年余りで約9億の経費が削減出来たと発表されています。落札率も、94、5%から、最初の2カ月ぐらいは90%台であったが、それから80%台となり、最終的には70%台にも下がり、今では最低価格を引き上げなければならないというような状況であるということを聞いています。

奈良市も、私の知り合いの業者がいてるんですが、話しますと、今は最低価格ぎりぎりで皆業者が競っているという話を聞きました。

こういう話を聞きますと、総務部長の答弁の公共事業が決して甘くないんだという内容と非常に距離があるように思いますし、認識も違うのではないかなということを思います。仮に斑鳩町が生駒市と同じように入札制度の改革をして、10%落札率が下がったら、先ほどのこの5年間の公共工事の総計が85億3,033万円でしたから、仮に10%として8億5,000万安く発注出来たのではないかなということを考えるわけです。

そこで、非常に私は素朴に思うんですが、生駒市や奈良市で出来ているその入札制度の改革を斑鳩町ではなぜ出来ないのかと、その理由を、私を含め、今、来られている傍聴の方々にもわかるような言葉でちょっと説明をしていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 以前にもご答弁させていただいたと思います。町といたしましては、今日までにも入札制度の見直しにつきましてははるる取り組んでまいりました。例えば、平成12年11月に成立いたしました公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づきまして低入札価格調査制度の導入、また平成14年4月には制限付一般競争入札実施基準の制定、さらには15年3月には建設工事等暴力団排除措置要領、または建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の制定も行っております。また、郵便入札の試行実施は平成15年5月、17年1月には談合情報マニュアルの改定を行っております。また、平成19年5月には建設業に係る町内業者の認定基準を制定いたしまして、入札や契約に関する過程の公表による透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底など、業者間の公正かつ適正な競争を基本としつつ、契約手続の透明性を図るべく、入札制度の改善に努めてまいったところでございます。

一般競争入札につきましては、先ほど申し上げましたように、平成14年4月に制限付一般競争入札を導入いたしまして、15年4月には適用範囲の設計金額を3億円から2億円に引き下げて、平成19年4月には、社会情勢等の変化に的確に対応出来るように、入札参加資格の総合評点基準についても見る見直しを行っているところでございます。また、工事の完成を担保するために、建築一式の5億円以上の監理技術者を2名配置、2億円以上の制限付一般競争入札におけます履行保証保険契約の締結を追加いたしましたところでございます。

さらに、平成20年4月には、全国的なダンピング受注の増加や工事品質の低下が懸念されることから、より一層の工事品質を確保するため、建築一式工事における総合評価基準を、1,000点以上から1,200点以上に見直しをいたしております。

また、今年度ですけれども、平成20年5月には、価格だけで評価していた従来の落札方式とは異なり、価格以外の要素を含めて総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式による競争入札を試行すべく、総合評価落札方式試行要領を制定をいたしましたところでございます。

指名競争入札におきましても、より競争性を高めるために、平成20年6月に建設工事請負業者選定要領につきまして、複数の等級から指名業者を選定出来るように請負対象設計金額の範囲を見直ししたところでございます。

また、全国的にダンピング受注の増加などによりまして、公共工事の品質の低下が懸念される中におきまして、平成20年5月には、建設工事請負業者資格審査要領における判定基準の見直しを行ってまいったところでございます。

また、低入札価格制度につきましても、公共工事の品質確保の促進を図るために、国土交通省の低入札調査価格基準の見直しに合わせまして平成20年の5月に引き上げると共に、平成20年6月には、過度の低価格による受注の防止、品質確保などを図るため、失格基準価格を導入したところでございます。

このように、町といたしましては、適正な公共工事の入札を執行をしているところでございますけれども、より公正な競争をさらに促進するために、先進地事例も参考にしながら、随時その改定を行っているところでございます。先ほど申し上げましたように、今現在、2億円以上については、一般競争入札を導入をいたしているところでございます。

今、ご質問の生駒市や奈良市についての一般競争入札につきまして、ある一定の金額については、すべて、例えば市内業者だけの一般競争入札となっております。奈良市も

同じでございます。本町におきましても、一定基準以下につきましては、町内業者と町外業者を混ぜた指名競争入札で行って、より業者数をふやしているということをご理解をいただきたいと思います。例えば、生駒市でA級で20社、30社でございます。本町の場合は4社でございます。この4社で一般競争入札をするのと、町外業者を入れて10数社でやってより競争性を高めているという状況についても、ご理解をいただきたいと思います。

それと、もう1点、生駒市や奈良市におきましても、市内業者についての、ある金額以下については一般競争入札をしておられるについては、これも副町長からも以前もご答弁がございましたように、災害時の復旧作業の協力、また風水害における時の突発事項への早急な対応がございました。また、町内の住民様の職場の安定雇用ということもございまして、そこらを総合的に判断して実施しているということもご理解をいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 以前にも副町長から私も聞いてますし、当然理解してます。地震災害とかあった時に、地元でそういう土木業者がいてないと、たちまち復旧作業に困る、これは当然のことです。ただし、だからといって、町民皆さんの税金によって支払われるわけですから、出来るだけ安くいい仕事をしてほしいというのが、納税者から見た視点であります。

実際に、同じようにやられて、斑鳩町では業者が少ないからほかに入れてやっているんや、一生懸命入札の改革には取り組んでいると部長は言われるんですが、要はやっぱり結果やと思います。幾ら一生懸命努力しているんやと言われても、結果が出なかったら、それはないのと一緒やと思います。そやから、少なくとも落札率を下げてもう少し、このすべての土木業者が潤うという観点から、やはりよそへでも行って仕事を取ってこれるような、そういう競争力のある、技術の高い業者を育成することが、結果として斑鳩町の税金の支出を減らすことになるのではないかな。そして、それが長い目を見た時の斑鳩町の雇用にもつながるのではないかなというふうに思うわけです。

そこで、ちょっとそしたら今の観点から視点を変えますと、例えば福社会館や、あるいは文化財活用センターの中で、制限付一般競争入札をした時に全然なかった、あるいは1社しか来なかったということなんですが、そもそも来なかった制限付の競争入札をされた時に、町としては対象の業者というのはどの程度あるということで考えておられ

て、それでもなかったんや、あるいは1社しか来なかったというふうに考えておられるんですか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 今の質問の前に先ほどの待っていただいた分について先にご答弁させていただきます。設計変更しなかった場合は、約99.27%でございます。

次に、業者数でございます。当初の業者数につきましてでございますけれども、当初につきましては、11社でございました。経審11社でやっております。改定後につきましては、16社がございました。ただ、1社が指名停止やっておりますので、実質15社でございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 実際に、やはり予想どおり、私も、1回入札が流れて、そして次にもう一度やると聞いた時に、文化財活用センターについても、恐らく福社会館同様、最初の設計金額が上がったんやろうなと思ってました。それで念のために質問させてもらいましたら、案の定そうでした。99.2。その前が、福社会館の場合には落札出来なくて、その中から低い業者で随契でやりましたんで、落札率は100。今回は、数字上は98.75やけど、もとの設計の数字からしますと99.2と、ほぼ100に近い数字であります。

一方、入らなかった、入札で負けた奥村組については、平成19年度のこの数字見たら、多分これは5億何ぼというのは下水道の工事やと思うんですが、72.26%でちゃんと仕事を落としている。ところが、実際の文化財活用センターについては98.75やから、これ以上の数字をあげられたということであります。状況を見ると、私にはなかなか理解出来ませんし、今日傍聴に来られている皆さんにつきましても、非常に理解のしにくい数字が並んでいるのではないかなと思います。

私はこのような答弁を聞いていると、町行政というのは、一体どちらを向いて仕事をしているのだろうかと思ってしまいます。住民が主役のまちづくりはどこへ行ったのか、これでは町民の町行政に対する不信感は募る一方であります。

それでは、時間も迫ってきましたので、最後の質問に移ります。最後は、この入札の時にかかわりました藤ノ木古墳の展示を含む施設である文化財活用センター建設についてであります。

平成22年3月のオープンを目指すというが、財政難の中でも文化財活用センターを建設する必要がどこにあるのだろうかということをお聞きしたいんですが、これについては、多くの住民の方から、まだハコモノつくるのか、何とかしてくれという電話を多く受け取りました。

そこで、その必要性についてお尋ねしたいんですが、多分担当は教育長だと思いますので、出来るだけ短く、要点だけを3分以内でお答えいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 私、西谷議員に十分ご説明するためには、3分ではなかなか出来ないと思いますので、今のご質問に対して私の方の意見を十分申し上げておきたいというふうに思っています。

文化財活用センターの整備についてでございますが、これは担当の委員会でも今日まで十分に検討もし、説明もさせてきていただいているものでございます。

平成9年に制定いたしました町民憲章では、「歴史と文化を大切にし、貴重な遺産を次の世代に伝えます」と掲げております。また、施設の整備計画では、第3次斑鳩町総合計画の中に、基本施策の中で、「文化の香り高く心豊かなまちづくり」において、基本方針に、活動拠点の整備・充実として、歴史資料館の整備を掲げております。当町が歴史・文化を生かした特色あるまちづくりを進める上で必要な施設として考えて建設するものでございます。

特に、当該施設の藤ノ木古墳のガイダンス機能につきましては、これまでに住民の皆さんはじめ町内外から、藤ノ木古墳より出土した馬具などの貴重な出土品を地元展示出来るような施設づくりをとの強い要望がございました。また、藤ノ木古墳の史跡整備においても、文化庁より藤ノ木古墳ガイダンス施設の設置が求められたものでございます。

このことは、今年の春に史跡整備が完了いたしまして、藤ノ木古墳の石室特別公開を春と秋の2回開催いたしましたところ、ご存じのとおり、多くの見学者に訪れていただきまして、昭和60年の発掘調査以来23年を経過しましても、なお高い関心を持っていただいていることを改めて私たちは確認、認識をしたところでございます。

そこで、当該施設は、国宝である藤ノ木古墳出土品をはじめ町内より出土いたしました貴重な文化財を保管、展示出来る機能を有し、また斑鳩の歴史・文化の情報を発信出来る機能、あるいは文化財行政の窓口業務や調査、研究、普及といった機能を兼ね備えた文化財の拠点として整備を行おうとするものでございます。

また、当該施設は、単に藤ノ木古墳をはじめ斑鳩の歴史や文化を学習する場だけではなく、次代を担う斑鳩の子どもたちが、自分たちの町の貴重な遺産である国宝の藤ノ木古墳出土品を目の当たりに出来る機会を創設することは、郷土の文化財を守り貴重な遺産として次の世代に伝えることによりまして、この斑鳩に対する郷土愛をはぐくむ絶好の機会となり、歴史と文化が暮らしの中に息づく斑鳩の特色あるまちづくりを進めるためにも、町の財政事情が厳しい中ではありますけれども、（仮称）斑鳩町文化財活用センターは、ぜひとも必要な施設であるというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 確かに、斑鳩町の中を見ますと、歴史と文化、これは当然のことです。地元で展示出来ればそれに越したことはありません。しかしながら、優先順位であります。今、この時期にしなければならないか、なぜ、これが私を含む住民の声であります。

実際やる場合にはどれだけの、やることによって維持管理費がどのぐらいかかり、あるいはつくることによって入館者がどれぐらいあって、そしてそれに伴う収益、あるいは斑鳩町内における経済効果について、当然試算すべきであると思うんですが、この点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） このことについては、もう総務常任委員会でも、この文化財活用センターをつくる段階において色々と、設計費用がこれだけかかるのか、あるいはこういう関係等についてこれだけの費用を縮小出来ないのか、あるいは経済効果がどうか、維持管理費がどうかという議論は十二分にさせていただいております。出来るだけ最小限の費用で、そしてまたこういう立派な国宝級を展示出来る機会を、一日も早くやっぱりしていくことが我々の使命であろうと思います。

私は、まさに60年の11月11日に就任してから、もう住民の方々は、今にも資料館をつくれつくれという大きな叫びでございました。しかし、やっぱり事情が事情でございまして、なかなか藤ノ木周辺の関係等については、地価が坪40万近くしますから、なかなかその地域では取得出来得ない。また、史跡指定の関係等についても、かなりの年数を費やして、やはり1軒の方々のご協力を得て、今日ようやく20年たった中で、あれだけの整備が出来たと。

私は、やっぱりこういうガイダンス等については、これから斑鳩町の子々孫々が、藤

ノ木古墳そのものの国宝級の、すべてのものが国宝といわれるものを展示をしていく。出来得れば春と秋に展示をしながら、やっぱり皆さん方に見ていただく。そういう点についても、出来るだけやっぱり、ここにずっと置いていくということはなかなか難しい、維持管理費がたくさんかかりますから。

そういうことも踏まえる中で、委員会等に十二分に協議をさせていただいて、そういう点については、これからの経済効果とか、あるいは色々とまた人が訪れる関係等について、やっぱりその関係等については整理をしながら、我々としては出来るだけ最小限の費用で、出来るだけやっぱり、皆さん方にこれを子々孫々引き継いでいただくということで計画をいたしておるわけでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今の町長の答弁を聞いてますと、確かに藤ノ木古墳ブームがあって、その時には、それは当然こんな立派なものが出てきたんやから展示してほしい、当然の話です。そこから20年たって、相当熱も冷めましたしブームも下がってきました。そしたら、今、20年たってこんな状況の中で、あえてせんなん、今、せなあかんというのはどこにあるんやろうな。あるいは、今、町長が、これから最少の費用でということでおっしゃいましたが、具体的にはこの建物が建つことによって、大体幾らぐらいの年間入場者数があって、その入場料は幾らぐらいで、そしてどれぐらい収益がある。あるいは、これに來られることによって経済効果はこれぐらいあるという試算は、まだされてないということやと思います。

私は、町政を担う小城町長が、町民が、今、何を必要としているのか。今は後期高齢者医療制度によって、年金生活者がどのような暮らしをしているのかを把握して、地元業者の育成という名目で高い落札率を維持して、その結果、そのツケを町民の受益者負担で補うというようなことではなくて、やっぱり町民の視点に立ち返って町行政を見直すべきだと思います。特別の収入が見込めない斑鳩町が、将来も単独町制で行くには、私は徹底した財政再建しかないと考えます。

県下では、上牧町に続き桜井市でも市民会館を2011年に休館すると。それは、年間5,000万円の維持管理費を節約するためであると書かれておりましたが、ハコモノの維持管理費が大きな負担となってきたりしている市や町が出てきています。これは、奈良県下だけでなく、全国的にもこのような状況が広がっています。

そんな状況の中でまだハコモノをつくるという町の姿勢は、理解出来ません。私は、

徹底した財政再建をするには、町長を先頭に役場職員一人ひとりが既得権益者と距離を置いて、これまでの慣習にとらわれず、常に町民の視点で行政を点検し、毎年予算をリセットする、この繰り返しではないかと考えます。

生駒市では、資源ごみ等の適正排出とリサイクルを推進するために、瓶、缶、ペットボトル、有害ごみの専用袋を配布していたが、分別意識、あるいはリサイクル意識の向上、市民の方の意識が向上して、正しく出されて、所期の目的が十分に達成されたとして、平成20年度用の袋は配布されましたが、これで終わりますと、配布分がなければ、分別して市販の半透明の袋で出すというふうに市の指定袋を廃止されました。もし斑鳩町がこのように方向転換するだけでも、ざっと町の指定袋として出されている2,000万余りの費用が節約出来るわけです。

私は、斑鳩町が町民の視点に立った姿勢で、役場職員一人ひとりの小さな改革の一步が斑鳩町を変える大きな一步になると思いますし、ぜひともこのような不況の中で、一生懸命頑張っておられる町民皆さんのために、一人ひとりが出来る改革、出来る改善を積み重ねて斑鳩町を変えていただきたい。その斑鳩町を変える大きな一步になることを信じ、私の一般質問を終わります。

○議長（中川靖広君） 以上で、8番、西谷議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時34分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

続いて、10番、浦野議員の一般質問をお受けいたします。10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） それでは、通告書に基づきまして一般質問に入らせていただきます。今回は3つあるんですが、いずれもまちの景観ということで取り上げて見ましたので、理事者の的確なご回答をよろしくお願いいたします。

まず1問目ですが、まちの景観を守る意味で、電線の地中化、または電線の軒下配線への改良補助金政策を国は打ち出しておりますけども、これをうまく利用出来ないかと思えます。

タイミングよく12月3日の奈良新聞に、「奈良県も県のオリジナルの規制案を」、新聞に報道されました。それをちょっとかいつまんで見ますと、県風致課の担当者は、

今すぐというより、100年後にすばらしい景観が復活することを目指して地道に努力していきたいと前置きしまして、奈良県は3つの世界遺産を抱える県でもあります。玄関口と言える幹線道路のそばには、古都のイメージに合わない派手な看板の大型店や、テーマパークのようなラブホテルがチラホラ。そんなまち並みを変えていこうと、県は景観についての条例と計画の案をまとめています。来春にも実施予定で、新しく建てられる建物の形、あるいは色を制限出来るようになるということです。

その中の対象の1つとして、法隆寺地域、斑鳩町内の国道25号線沿いを1つの地域に指定しております。

これらの地域では、道路の境界線から両側10メートルの範囲に一定規模以上の建物を新築したり、また増改築したりする場合は、すべて県への届け出が必要になります。煙突やガレージ、景観、観覧車などの工作物にも届け出が必要になってきます。それ以外の一般区域でも、1,000平方メートルを超える建物や高さが15メートルを超えるような工作物をつくる場合は、すべて届け出しなければなりません。それで、壁や屋根の色も、また住宅地や工場地など地域ごとに決められた基準内に合わせる必要があります。ということが新聞報道で載っておりました。

一方、国土交通省は、9月25日に、まち並みの景観を維持させる目的で無電柱化事業について、来年度から地方自治体への補助金を拡充する方針を決めております。現行では、地中化だけが補助金対象ですけれども、沿道の建物の軒下に電線を目立たないように通して、費用が割安な軒下配線なども対象に加え、事業を幅広く促進させようとしています。軒下配線のほか、表通りの電線を裏通りや民家の敷地内に移す裏配線も補助対象となります。

費用的には、軒下配線、裏配線とも、1キロ当たり約数千万円程度で、地中化の平均5億6,000万円に比べて、非常に低コストになります。例としまして、京都市、亀山市などでは実例があり、主に歴史的なまち並みを残す地域でこれが活用されています。国と地方の負担割合は、今後、また検討されていきますけれども、斑鳩町ではこの方策がとっておきの政策になると思うのですけれども、この点どうお考えでしょうか。次の質問の順に質問をいたしますので、答弁をお願いいたします。

1つとして、この政策の詳細につきまして、今、決定されている内容について、どう把握されていますか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 今、質問者がおっしゃっているご質問の制度は、国土交通省が平成21年度に導入を予定している、軒下配線、裏配線による無電柱化を本格化させるという制度のことであると思いますけども、質問者自身もおっしゃっておりますように、詳細につきましてはまだ明らかにされていない状況ではございますが、従来電線類を地中に埋設して無電柱化を図るという電線共同溝事業が中心でございましたが、その場合、民地への引き込み等につきましては、各自治体や電線管理者の負担となっておりました。このことから、現在まで全国的には無電柱化が進んでこなかったという経緯がございます。

そういう中で、国土交通省では、電柱や電線類の撤去を促進出来る民家の軒下や、表通りではなくて1本入った道路への裏配線の活用などで、地域の実情に合わせた安価で効果的な手法についても、財政的支援を行うことにより、無電柱化のスピードを加速させたいという考えから、それらを補助の対象として支援する施策を本格的に導入される予定であると、現在のところ、そこまでは聞いてございます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 次に、この政策を利用していくとすれば、景観維持について可能かどうか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 当町では、従来より景観保全対策事業といたしまして、今日までも、法隆寺、法起寺、法輪寺周辺や法隆寺藤の木線につきまして、電線類の地中化に取り組んでまいりまして、一定の景観保全の成果を上げているところでございます。

こうした地域は、町といたしましても、景観維持の必要性があると考えておりまして、地域内の道路につきましても、無電柱化計画の候補に挙げておりましたが、電線管理者との協議を経る中では、道路幅員が狭いようなことから、機器の設置が出来ないなど地中化整備が困難であるという判断を受けていたところでございます。

今回の軒下配線によります無電柱化につきましては、電線を沿道家屋の軒下や軒先を橋渡しするイメージで配線することによりまして電柱をなくしていこうという手法でございまして、この場合には、沿道の軒が連なっていることや、長期的に個人の家屋の建て替えがないことなどが条件になるだろうと想定されますことから、物理的な沿道の状況や沿道民家の建て替えがままならないことなど、個人に過大な負担が生じることが予

想されます。

このことから、軒下配線という手法は、沿道住民個人の敷地内での配線でもございまして、すべての住民の方々の合意が必要であるということに加えて、高圧線につきましては、軒下配線では対応が出来ないために、技術的にも地中化や裏配線を同時に対応しなければならないということなど、沿道だけではなく広範囲に影響が及ぶこととなることが予想されておりまして、町といたしましては非常に難しい事業ではあるというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 龍田の国道端やその他の幹線道路など、通学路や生活用道路としての利用上電柱が非常に邪魔になったり、また交通安全上支障になっている地域は町内各所にあると思います。このような地域で電柱の無電柱化を進めることにより、交通安全対策としても有効であると思うのですけれども、その点どのようにお考えですか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 国道25号の例えば竜田大橋から東側へ行く猫坂までの区間につきましては、今日までも議会の一般質問等におきましてご指摘をいただいております。町といたしましても、電柱が自転車や歩行者の通行の妨げになっていることにつきましては、十分に認識をいたしているところでございます。しかしながら、無電柱化事業につきましては、先ほど説明をさせていただきましたように、なかなか難しいところがございます。国道につきましては、これまでも国や関西電力とも協議をいたしているところでございますが、電柱の移設は難しいところとなっております。

そうしたことから、町といたしましては、国道25号の可能な場所で歩道を設置するなど、現国道の交通安全対策を推進するよう国に申し入れ、また協議を行ってきておりまして、先だっても、竜田交番の前も、そういったことで改良をしていただいているところでございます。

今後も、こういった歩道設置等各種事業が実施されることによりまして、交通安全が図られますよう国にも働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 今、答弁していただきましたように、電柱の地中化、また軒下配線を具体的に進めていくには、箇所箇所、現場現場で非常に難しい点も多々あるという事は、私も実感としてわかります。

しかし、100年後のきれいな斑鳩町のまちをつくっていくには、行政が先頭に立って、住民の皆様や、また各関係諸団体の方のご理解を得ながら、行政が頑張ってもらわないと、まちの景観維持、また斑鳩町独特の文化遺産を守っていくことは出来ないと思いますので、また交通安全上、子どもの登下校の通学路にも支障がありますので、大変な作業かと思えますけども、こういった国の補助金事業があるということのを重々把握された上、今後、来年の春先に向け具体化していくわけですけども、こういった事業は時間のかかる、また費用もかかりますけども、よろしく願い申し上げまして次の質問に移りたいと思います。

2つ目も、先ほど申しましたまちの景観を守るという意味で申し上げますけども、野外の違反広告物の除去、除却について、現状どのように進められているかをお伺いしたいと思います。

当町、斑鳩町は、観光立町として、まちの景観を良好に保つことは非常に重要です。そこで、屋外に設置されている違反広告物につきまして、合法的かつ継続的に除却していく必要があると思います。次の順に質問いたしますので、的確なるお答えをお願いいたします。

1つ目は、国あるいは県では、屋外広告物法の規定があると思いますが、広告物の制限については、どのようになっていますか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 屋外広告物につきましては、良好な景観の形成、もしくは風致の維持、また落下や倒壊など公衆に対する危害を防止するという観点から、屋外広告物法及び奈良県屋外広告物条例に基づきまして規制がなされているところでございます。

主な規制といたしましては、屋外広告物を掲出する際、許可を受けることが必要となる許可区域の指定がございまして、斑鳩町は全域が許可区域に指定をされております。

許可に際しましては、色彩に関する基準のほか、屋外広告物の種類ごとに、表示面積の上限等に関する許可基準を定めておりまして、これらの許可基準に適合していなければ、許可を受けることが出来ません。

また、風致地区内や知事が指定する国道、県道、また鉄道等から一定の範囲におきましては、一定規模以内の自己の営業用の広告物などのこれら条例の適用除外に当たるものを除きましては、屋外広告物の掲出が禁止されているところでございます。

また、道路上のガードレールや電柱などは、禁止物件に指定されておりまして、これらの物件に屋外広告物を掲出することは禁止されております。

斑鳩町では、平成14年度から、奈良県事務処理の特例に関する条例に基づきまして、許可に関する権限並びに違反広告物の簡易除却及び指導に関する権限を奈良県より移譲を受け、現在も引き続いて事務処理を行っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） それでは、これらの制限に違反すれば、その処置はどうなっていますか。いわゆる罰則規定等がありますか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 許可を受けずに屋外広告物を掲出したり、禁止区域や禁止物件に屋外広告物を掲出した違反広告物の表示者に対しましては、斑鳩町違反広告物処理要領に基づきまして、町におきまして、違反に対する是正指導を行っていくこととなっております。

また、罰則規定につきましては、口頭の指導や文書指導に従わなかった者に対しましては、違反物件の改装や除却を命ずるなど必要な措置をとるような措置命令を行うことが出来ることとなっておりますが、この措置命令にも従わない者に対しましては、50万円以下の罰金を科す規定がございます。また、許可を受けずに屋外広告物を掲出した者や禁止区域、禁止物件に屋外広告物を掲出した者に対しまして、30万円以下の罰金を科す規定が奈良県屋外広告物条例に設けられているところでございます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） ここでちょっと聞いておきたいんですけども、違反に対して是正指導をされた例は、斑鳩町でありますか。また、命令に従わなくて罰金を科した例はありますか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 是正指導をした例は出てきてますけども、罰金を科すまでには至っておりません。是正の中で改善をしていただいているという状況でございます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） それでは、次の質問ですけども、斑鳩町では、今、どのような違反広告物除却作業をやられておりますか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 屋外広告物法では、違反広告物が、張り紙、張り札、広告旗、立看板といった簡易な広告物の場合、町がみずから除却を行うことが認められておりました、これを通称、先ほどから言うております簡易除却というふうに呼んでおります。

この簡易除却業務につきましては、町職員による日常のパトロールによる対応のほか、県下一斉除却の際につきましては、国や県などの関係行政機関のほか、関西電力やN T T、広告業組合などと連携をいたしまして、除却作業を実施しております。

また、大量かつ反復して掲出される違反広告物に対しましては、迅速に対応していくため、斑鳩町では、シルバー人材センターに業務委託を行いまして、現在、2カ月に3回の割合で定期的な除却作業を行っていただいております。

また、昨年度から、住民ボランティアの方々に違反広告物の除却活動を行っていただく斑鳩町違反広告物を出さない町づくり推進団体制度を施行してございまして、現在は、1団体21名のボランティアの方々に除却活動を行っていただいております。

さらに、環境保全推進員の方々にご協力を賜りまして、日々のパトロールの際に、違反広告物を発見された場合、町へ報告を行っていただくという活動も行っていただいております。

こうした除却活動の結果、平成14年度におきましては、除却物件数が3,144件ございましたが、平成19年度におきましては955件となっております、平成14年度の除却物件数の約3割に減ったということになります。この6年間で約7割除却物件数が減少をしているといったことから、こうした施策が功を奏しているのではないかとこのように考えているところでございます。

今後も、違反広告物に対しましては、掲出をされたらすぐに除却をするという迅速な対応を継続することによりまして、違反件数がより減少していくよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） ご答弁では、平成14年度では3,144件、それが6年間で約7割除却物件数が減少したということですので、数字的には非常に早いスピードでまちの景観がよくなってきているんだなとは思いますが、ちょっと聞きたいんですけども、この広告物の除却作業、先ほどシルバー人材センターとかボランティア団体の

方をお願いしているということなんですけども、除却作業でのトラブルはありましたですか。また、それはどんなケースでしたか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） トラブルと、大きなものではないんですけど、シルバー人材センターでありますとかボランティア団体の方々に除却活動を行っていただく際に、こういった「違反広告物除却作業の手引」というものをお渡ししながら説明をしているところがございますけども、中でも、簡易除却といっても、例えば電柱に張り紙等をしてる中でも、葬儀や祭壇のために一時的に張り出されたものでありますとか色々除却出来ない広告物につきましたの説明をしているところがございますが、誤って一緒に外してしまったことがあるといったところで苦情が出てきたという場合はありましたが、大きなトラブルになったということについてはございません。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） それでは、この問題に関する最後の質問ですけども、今、数字的には減っているということをお聞きしたんですけども、まだまだまちの良好な環境が完璧に守られているとは言いがたい現状だと私は思います。そこで、もう一歩突っ込んで対策は今後考えられないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 違反広告物の対策につきましては、まず屋外広告物に関する制度を広く一般に周知をしていくため、今年の広報いかるが9月号におきましても、屋外広告物の規制に関する記事を掲載いたしまして、意識の啓発及び知識の普及を図ったところがございます。

また、屋外広告物業を営む場合には、県に対しまして屋外広告物業の登録手続が必要となっておりますことから、県と共に、違反広告物を掲出している屋外広告業者に対する是正指導を進めているところがございます。

また、今後でございますけども、先ほど質問者からもご紹介がございましたが、現在、奈良県の方で策定作業を進められております景観計画では、法隆寺へのアクセスルートといたしまして、国道25号や県道大和高田斑鳩線、それと通称観光道路と呼んでおります県道奈良大和郡山斑鳩線の沿道が、重点的に景観形成を図っていく重点景観形成区域に指定を行う検討が、今、なされておりますことから、町といたしましては、今後、この重点景観形成区域となる幹線道路の沿道を中心に、違反広告物に関する現状調査を

実施いたしまして、その調査結果をもとに、県とも連携を図りながら、違反広告物対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） まちの景観は、短期間でつくられるものではありません。長期にわたる規制や、また計画でもって推進していかなければ、景観は保てません。

今回、県でも、斑鳩の景観形成につきまして、重点的なエリアとして取り組もうとされています。もちろん、これらを達成するには、周辺住民の方々、また関係諸団体の方々の協力も必要なのですが、私はやっぱり行政の長期にわたるビジョン、目的意識、また職員個々の取り組む行動力が重要であると思いますので、その点よろしく願い申し上げまして、最後の質問に入らせていただきます。これも、最後も、ごみの件ですけれども、景観という意味合いもありますので、よろしくご答弁お願いします。

まちの景観を守る意味で、ごみの出し方につきまして少しお伺いいたします。

まちの景観に影響を与えることですが、ごみの集積場所で、今、鳥類のちらかし防止網を利用して集積されている箇所が、町内に多数あります。これは、私は以前にも申し上げましたが、まちの景観上よくありません。また、これらの付近住民にとりまして、輪番制で網の片づけや、また周りの清掃をされていらっしゃる。これは非常に大変な作業です。

また、その他プラスチック類の分類で、きれいに洗ったごみと汚れたごみを小袋に入れて、これらを一緒に出すように、今、なっていますが、資源ごみ再利用工場を私が見学いたしました時、これらを一緒にして、プラ杭あるいはパレットなどにリサイクルされておりました。それなら、ごみをきれいに洗う必要がないと思うのですが、ここでお尋ねいたします。

まず、鳥害防止網は廃止して、景観管理上効率のよいごみボックスに切り替えはされないのですか。また、このボックスは、今、自治会より要請があれば、予算の許す範囲で年度ごとに順番に設置されていますけれども、例えば自治会に入会していない住民は、永久的に利用出来ないようになっています。このボックスの申請さえ出来ない状態です。そういった方も、税金、町税は納められておりますので、税の公平性からいって不公平ではないと思うのですが、この点についてお伺いします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） ごみ集積場所に、景観上あるいは管理上、効率のいいご

み収納ボックスに切り替えられないかというご質問でございます。

当町では、ごみ収集車のステップ乗車が道路交通法に抵触するおそれがあるとの奈良県警からの通告によりまして、平成15年度から、これまで戸別収集が中心でありました可燃ごみにつきましても、自治会のご協力をいただきながら、いわゆるステーション収集に移行させていただいたものでございます。その際に、ごみ集積場所の整備の一環として、ごみ収納ボックスの設置を町で行っているところでございます。

このごみ収納ボックスにつきましては、自治会で設置場所を用意していただき、隣接する方の同意が得られた場合、あるいは河川等の上に設置される場合、その管理者等の同意が得られた場合に設置させていただいております。

自治会によりましては、隣接の同意が得られない場合や、設置する適当な場所が自治会内にない場合などがございますし、また観光客の散策ルート上にある自治会やJR法隆寺駅に近い自治会などは、設置出来る場所があっても、ごみ収納ボックスをごみ箱と間違えてごみを捨ててしまう人があることから、あえて収納ボックスを設置されない自治会もございます。

質問者が申されますとおり、カラス、猫の被害防止用ネットは、ごみ収集後は自治会で片づけていただく必要がありますし、特に使用されていない時の電信柱やガードレールに張りつけられております状態は、景観上余り好ましい状況ではございません。

しかしながら、様々な事情によりましてごみ収納ボックスを設置出来ないごみ集積場所もございますことから、自治会の方々にネットの出し入れのご協力はいただかなければならないものの、カラスや猫の被害を防止するためにネットを使用することについては、やむを得ないものであると考えております。

また、ごみ収納ボックスは、自治会未加入者は利用出来ない、あるいはごみ収納ボックスの設置の申請が出来ないとのこと指摘でございます。当町といたしましては、ごみ収納ボックス設置の有無にかかわらず、ごみ集積場所の管理は自治会にお願いをしておりますが、自治会に加入されておられない方がごみ集積場所を利用されることにつきましては、自治会にご理解とご協力をいただいているところでございます。

また、自治会未加入者はごみ収納ボックス設置の申請が出来ないということですが、先ほども申し上げましたが、当町といたしましては、ごみ集積場所は自治会で管理をしていただいておりますことから、ごみ収納ボックスの設置の申請は、自治会の代表者から申請していただくこととしているところでございます。ご理解賜りますようお願い

い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 最後に「ご理解を」ということですが、景観上どうしてもボックスを置くことが出来ない、また置く場所がない場合以外は、ネットの使用は極力少なくしていただけないでしょうか、僕からお願いしたいんですけども。そして、ボックスをすすめていただき、それを景観上よいまちやなというふうに進めていただきたいと思います。

それと、自治会未加入者の件ですが、未加入者はボックスの申請さえ出来ない状況というのは、どうも納得がいきません。例えば、未加入者が数戸集まっていられるような場所、例えばアパートとかが比較的多いかなと思うんですけども、それらの例えば代表管理者を選出していただけるのであれば、自治会じゃないけども、まあ自治会を設立していただいたら一番いいんですけども、いわゆる管理を責任持つてするという代表者を選出出来るのであれば申請出来るというふうなことで取り扱い出来ないものかなど。やはり、ネットで集積してますと、完璧にその場所がきれいな状態を保てないと思うんです。やっぱり、ボックスの方がきれいな状態を保てると思います。

それと、やはり、先ほどもありましたが、電柱にネットをくくりつけてあるのは、斑鳩町の歴史遺産に傷をつけているような感じがしてなりません。

以上の点、2点をお願いしまして、次の最後の質問に移らせていただきますけども、その他プラスチック類のごみの出し方ですが、ごみの洗浄を原則にするということです。洗浄しないことで、例えば水道代の節約にもなりますし、また主婦の仕事を軽減出来るという主婦の方の意見もあります。

今までどおり洗浄を原則と言われるのであれば、私は、洗浄しているものと洗浄していないものとを区別して本当にリサイクルされているのかどうかを突き詰めたいと思うんですけども、先ほども言いましたように、末端のリサイクル工場に行きますと、それらが一緒くたになって、先ほど言いましたパレットとかプラ杭とかになっていたように思うんですけども、その点どうも、今のその他プラスチックの出し方で納得がいかない点があるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） その他プラスチック類の出し方等についてのご質問でございます。

その他プラスチック類に限らず、資源物をリサイクルするためには、きれいに排出することが基本となります。このことから、その他プラスチック類につきましても、軽く洗うか、汚れを拭き取ってから指定袋に収納することをお願いしているところでございます。

また、質問者がおっしゃいますとおり、汚れのひどいものをきれいにするためには、多くの水や労力が必要になり、また河川の水質汚濁といった問題も発生してくると考えられます。

このことから、当町では、汚れのひどいものについては、他のきれいなプラスチック製品に付着しないように、一たん小袋に入れてから指定袋に収納をいただいているところでございます。

その他プラスチック類の処理についてのご指摘でございますけれども、リサイクル処理に移行しました当初は、当町が収集しましたその他プラスチック類は、委託業者の中間処理施設に運ばれ、まず手選別であらかた汚れの付着したものを取り除き、さらにベルトコンベア上で細かな選別が行われておりました。

しかし、最近では、住民の皆様が汚れのあるものときれいなものをきっちりと分別していただいていること、またリサイクル処理技術の進歩によりまして、少々汚れが付着したものでもリサイクル処理が可能となりましたので、手選別のみで、汚れが極端にひどいものやその他プラスチック類以外のものだけを選別する作業に変わってきております。

住民の方々が、汚れたものを小袋に入れて排出していただいても、小袋の中にはリサイクル適合物が混ざっていることもございます。当町といたしましては、出来る限り埋立量を削減すると共に、リサイクル率を上昇させるため、小袋を開けて確認させている作業が、処理施設を見学していただいた時に、一緒くたになっていると誤解を与えたのではないかと思料をいたしております。

なお、質問者は、きれいなものと汚れが付着しているものを別々の袋に入れて排出すればとのご指摘ですが、当町といたしましても、ビニールごみの埋立処理からリサイクル処理に移行する際、種々検討をいたしております。ご指摘のように、きれいなものと汚れが付着したものを別々に収集いたしますと、2回収集に行く必要があること、また積み替えるためのストックヤードが2カ所になるなど、収集する経費が高くなることから、現在のように、汚れが付着したものは小袋に一たん収納する方法を採用いたし

ております。

このようなことから、今後につきましても、従来どおり小袋に入れてから排出をしていただく方法をとってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） この洗浄につきまして、いかるが広報等で毎年のように、どういったごみの出し方をしたらいいかという絵をかいたりして、事細かに広報されているかとは思いますが、やはり主婦によってはとり方が色々ありまして、例えばマヨネーズの中身を洗うというのは非常に大変、水も要るし、また洗剤も要るかと思うんですけども、それまできれいにされてごみも出さんなんもんやと受け取られていらっしゃる方がやっぱりおられるんです。

といいいますのは、私、前自治会長をしておりましたので、今、ごみのチェックする係り地元でしてございまして、やはりごみ袋をじっと見てるんですけども、その洗浄をきちりされている方につきましては、やっぱり洗浄されてない方に対してまた主婦同士いがみ合っているというふうなことも見ます。

だから、もう一度その出し方について徹底して広報していただくと。何も、きれいなものと汚れたものを2つの袋に分けてとなりますと、先ほど答弁でもありましたように、経費もかかることだし、2回収集に行かないかんというようなこともデメリットとして出てまいりますので、一緒に出すということでもいいかと思うんですけども、先ほど言いましたことにつきまして、また広報等で主婦の、必要な出し方に対しては言っていたきたい。また、不必要なことまでもしていただく必要はないですよというふうなことも、親切に広報していただきたいと思います。

リサイクル処理技術が向上して、ただいま答弁にありましたように、洗浄されたごみと汚れがひどいごみとの選別作業も、末端では徹底出来ているとお話を聞きました。これを聞きますと、主婦の方々が手間暇かけて、水道代も負担してきれいに洗浄されることが、若干報われたような気がします。

ただ、ごみの減量化が一番の目的ですが、まだまだそれが出来ていない。そして、ごみ処理にかなりコストがかかっているのが当町かと思えます。このごみの問題は、どの自治体も抱えている大きな現代問題です。ごみ減量化と効率的なごみの出し方、ごみの処理について、今後も研究を重ねていただくよう切望をしまして、私の一般質問は終わ

らせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

○議長（中川靖広君） 以上で、10番、浦野議員の一般質問は終わりました。

続いて、13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

今回、子育て支援の観点から質問事項を挙げさせていただいております。

まず、1点目ですが、斑鳩町のこの間の子育て支援の様々な取り組みや施策につきましては、高く評価出来るものであるというふうに私は認識をしております。けれども、いよいよ本格的な少子高齢化社会に向けての対策としては、まだ重要な問題が残っているのではないかという思いから、今回、質問をさせていただくことにいたしました。

その1つといたしまして、重要な保育所の問題です。特に、保育所運営の・点目に書かせていただきました病児、病後児保育について。これは、以前にも同僚議員が一般質問をした経過もございますが、その後、私もずっと保育所の運営状況を見ておりますと、なかなかこの取り組みが進んでいない状況にあるというふうに見てまいりました。

本当に子どもさんが病気で一番しんどい時には、親御さんの十分な愛情で看病をしてあげる、親御さんが抱きしめてあげるということは、本当に重要です。けれども、その親も、子どもを何日でも抱き続けていたいけれども、今の社会情勢の中ではなかなか、長い期間休むと、もう明日から来んでええと言われるんじゃないか、すぐ首を切られるのではないか、また首になって次のパートを探さなあかん、パートやったら簡単に首を切られるのではないか、契約社員やったら簡単に首切られるのではないか、本当に今まさにこの状況、社会状況の中で、こういう若い方々の思いがありますし、相談も受けません。実際、私の身近でも、今年いっぱい、トヨタの下請けの仕事をしてきた会社が、もういよいよ仕事がないということで、最近では早く帰ってきて、もう年内あかんだらうという、町内の業者で、事業所でこういうところがあります。

こういう時だからこそ、親も、一番しんどい時は、子どもを何とか、1日、2日頑張っただけで看病をしながら、だけでも仕事のことも気になるという時に、今こそ子育て支援の中で、この問題は斑鳩町にとっても重要なことではないのかなあと考えるわけです。以前一般質問をされた議員もおりましたが、その後も、どうもこの辺のところの検討が進んでいないようなので、今回、改めて私の方からも質問をさせていただきたいと考えました。これにつきまして、町としてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 病児、病後児保育についての考え方についてでございます。

まず、この病児、病後児保育についての内容につきまして概要説明をさせていただきますと思います。

この事業には、病児対応型、それから病後児対応型、そして体調不良児対応型の3つの事業がございます。病児対応型につきましては、児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ当面の症状の急変が認められない場合において、児童を病院、保育所等に付設した専用スペースにおいて一時的に保育をします。また、病後児対応型につきましては、児童が病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間において、児童を病院、保育所等に付設された専用スペースにおいて一時的に保育をいたします。また、体調不良児対応型は、児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育中における緊急な対応を、また保健的な対応を図る事業でございます。

実施施設においては、病児、病後児保育を専門に担当する看護師、もしくは准看護師、保健師、助産婦を配置するほか、観察室または安静室が必要で、さらには利用対象児童の体温管理等その他健康状態を適切に把握すると共に、ほかの児童への感染には十分な配慮をし、また発熱の再熱等病状が変化したりする場合は予想されるために、医療機関との協力体制の確保等が必要であるとされております。

現在、奈良県下では、平成15年度より香芝市のせいか保育園と田原本町の子どもの森阪手保育園、平成16年度より大淀町の北野保育園、平成17年度より奈良市のあかね保育園と生駒市のいこま保育園の計5カ所で病後児保育が実施されており、また平成16年4月より県内で初めて、風邪や感染症、けがなどで保育所に通えない子どもさんを預かる病児保育室が橿原市の吉川病院キッズケアルームで始まりました。いずれの施設も私立の保育園での実施であり、公立の施設では実施されていません。

そこで、町といたしましては、平成20年度は、斑鳩町次世代育成支援行動計画の前期計画の見直しのため、アンケート調査を実施する計画中でございまして、幅広いニーズや意見の把握に努めてまいりたいと考えております。その中で、こうしたサービスについても調査研究をし、今後の検討事項として協議してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、部長が色々この制度や、そしてまた実施されている状況などについてご答弁いただいたわけなんですけど、非常に、今、お聞きしていると、残念なことに、広域7町のこの近隣の中では、なかなかこういうことが進んでいないというような状況なんだなあというふうに思いました。そして、なぜ私立で出来るんやろ、なぜ私立はそこ力を入れてやってるんだらう。

私は、もともと公立の保育園が保育行政として公的なサービスを維持する、その重要性についてもこれまで言ってまいりました。ですから、公立がなぜこのことが出来ないんだらうかと、非常に残念でならないというふうに思っております。

今、必要な職員の関係もおっしゃいましたけれども、私は斑鳩町は訪問看護ステーションを始めるに当たって、保健センターでも看護師を採用して、そのまま斑鳩町の職員として看護師はおりますし、また社会福祉協議会では、今度いよいよ訪問介護入浴をやめるんだと、訪問入浴やめると。この訪問入浴では、看護師さんがいらっしやった。この看護師さんの後の処遇はどうなるのかということなども気になっているところがございますが、母子保健推進委員さんの中の看護師さんの資格をお持ちの方や、色んな人材をうまく活用すれば、こういうことってというのは、何とか工夫をしながら何とかやろうという考えを持って出来るのではないかなというふうに私は思っております。

何としても、この点につきましては、ほんとに子育て支援をするのなら、総合的に見てここが一番重要なポイントであるという位置づけをきちっと斑鳩町に持っていただきまして、何とかこの対策、この事業を進めていっていただきたい。そして、奈良県下で公立では1件もやっていない今の状況の中にあって、斑鳩町が本気で子育て支援やるんやという、今、入り口見えてきて、ほんまに斑鳩町頑張っていると、私も評価してきます。だからこそ、何とかここまでやっていただきたいというのが私の考え方です。

ぜひ、先ほど部長がおっしゃいました次世代育成支援の計画、そしてまた色々やってきていただけてますね、新たに安心して産み育てる「いかるがっ子」プランをつくっていただいたりとか、ほんとに斑鳩町は力を入れてやってきていただいているという本気の姿が見えてるだけに、ぜひともさらにこのところについては力を入れていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

そして、②点目に書かせていただいておりますのは、一時保育、緊急保育についてです。

これは、以前にも私申し上げたことがございます。お母さんが検査入院をすることに

なった子どもさんを緊急に保育をしていただいた時、お母さんが脳の血管性の病気であったため、私も心配だったので、保育園の事務やら、そして健康診断を言われまして、健康診断にお医者さんへ連れて行って、その時5,000円ぐらい健康診断取られましたね、大変やなあと思いつつながら、緊急やいうのに、もうほんとにすごく煩雑だったんですね、この緊急保育を受けるに当たってもね。そのことで、以前にも申し上げたことがございます。何とかこれを、もっとほんとに緊急に使える保育にすべきではないかなあという願いもしてきましたが、さらに今年4月の出来事なんです。

これ、斑鳩町で起こったんですが、小学校1年生に入ったばかりの上の子どもさんが体調を悪くされて急遽入院なさる。その妹さんが1歳前後だったんです、まだ。そして、三室へ、小児病棟へ入院しようと思ったら、お母さんは、その下の子は連れていけない、子どもさんは連れてこないでください、子どもは入れません。そして、でも入院した子どもにはついてくださいと言われるわけなんです。

この時に、このお母さんがどうされたのかというと、やはり自分の親に相談をした。自分の親といっても、広島にお住まいの親に相談されて、広島のご両親が、店を営んでおられるんですが、店を休んで斑鳩までその子を迎えに来て、そして広島へ連れてかえって広島で緊急保育を、おじいちゃん、おばあちゃんの手で、店を営業されているので受けられたという話を後日私も聞きまして、ちょっとびっくりしたわけなんです。非常に残念だったなあ。

この点について、誰かが、ほんとにその時に聞いてアドバイスしてあげたら、そんな無理な負担をかけなくてもよかったのに、何とか斑鳩町で安心して子育て出来る状態ですよということが立証出来たのに、広島で緊急保育を利用したということが残念で私にはなかったわけなんです。やっぱりこの一時保育、緊急保育については、より使いやすいものでなければならぬし、そしてこれらの認知度が低いということについて、私、まだまだちょっと感じているんですけども、これらにつきまして、今、私申し上げたような事例もありましたので、町としましては、この事業、今、やっていただいておりますが、そういう受け付けているような状況だとか、それからやっぱり皆さんに啓発する方法ですね、こういったものをどういうふうにされておられるのかということをお尋ねしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 一時保育の関係でございます。斑鳩町におきましても、

保護者や疾病の災害等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合がございます。また、核家族化の進行や地域の子育て力が低下する中で、育児疲れによる保護者等の心理的、肉体的負担を軽減するための支援が必要とされておりますことから、平成9年度よりあわ保育園において一時保育事業を実施してまいりました。

一時保育事業の内容といたしましては、保護者の労働、職業訓練、就学等により、家庭における保育が継続的に困難となる児童に対し、原則として平均週3日を限度とする非定型的保育、また保護者の傷病、入院、災害等やむを得ない事由により、緊急一時的に概ね1カ月を限度として保育をする緊急保育や、保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を軽減するため、概ね1カ月を限度とする私的理由による保育サービスがございます。

その利用実績につきましては、平成19年度で、非定型的保育の利用児童数が76名で延べ704日、緊急保育の利用児童数は11名で延べ139日、また最後に言いました私的理由による保育の利用児童はございませんでした。

また、本年、平成20年度におきましては、10月末までの非定型的保育の利用児童数が59名で延べ472日、緊急保育の利用児童数が5名で延べ53日、また私的理由による保育の利用児童数は、今日までございませんでした。

このような状況の中で、一時保育の住民への周知方法といたしまして、町の広報紙をはじめホームページ、保育所要覧での周知、また平成18年度末に作成しました子育て情報ハンドブック「楽しく子育て」を各保育園、各幼稚園に配布したのをはじめ、各公民館、また子育て親子の交流の場であります生き生きプラザ斑鳩で実施していますつどいの広場等公共施設にも配布をし、さらに保健センターにおいても健診時等に窓口配布をしてきているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、部長の答弁の中にも、生き生きプラザも出てまいりました。生き生きプラザ、非常に小さい子どもさんを連れた若いお母さんなんかも多数、毎日来ていただけてるということを見ながら、ありがたいなあと思っているところです。

そして、そういう若いお母さん方とお話をさせていただくと、今、2人目どうしようかなあとか、2人いはるんですけど、今度3人目欲しいけどどうしようかなあって、ほんとに子どもさん好きなお母さん方は、そういうことを色々考えておられます。だから

こそ、2人目、3人目ときょうだい関係がふえるにしたがって、この緊急保育のような問題は、重要な問題になってきます。本当に小さい子どもさんというのは、急に病気になる。3人子どもおるうちの1人でもそういうことが起こってきた時に、ほんとに助けてあげなあかんような状況が出てくると思うんです。

そんな時に、短時間なら近所でも、私たちもお手伝い出来るんですけどね、何日間かいうと、ちょっとなかなか近所でも助けてあげれない場合もありますが、ただその時にでも、みんなが、色んな方が、斑鳩町にはこういう制度がありますよ、こういうこと利用出来るんじゃないですか、一遍役場へ相談したらどやろと、そういう声をお互いにかけて合えるような地域をつくっていく。

ですから、住民生活部所管の各種団体さんも色々あると思います。教育委員会であったり、色んな所管の色んな各種団体の皆さん方が、町で色んな事業で活躍をされていてますけれども、そういった方々に、色んな研修の時でも、地域での子育て、そしてそういう地域で悩みが出てきた、問題が出てきた時に、やっぱりその一声をかけてあげられるような地域づくりをやっていって、役場へとりあえず相談したらとちょっと背中を押してあげて、その方が役場へ相談出来たら、私はもうちょっと問題が色々スムーズに解決をしていって、親御さんのストレスや負担も軽減されるのではないかなというふうに思っております。

ですから、そういう緊急性、子どもを2人、3人と持つことによって出てくる緊急性というのを十分に把握していただきまして、今後、この一時的な保育や緊急保育につきまして、そういう認識をきちっと持っていただいて、そしてスムーズに、広島ではおじいちゃん、おばあちゃんが連れてかえただけで緊急保育受けてもろうてはるわけですからね、スムーズにその緊急保育が受けれる状態であるということが望ましいというふうに私も思いますので、今後もこの点についてはきちっと位置づけて、そういうたくさん子どもさんを持っていただこうと思ったら、やっぱりそういう問題起こってくるということを認識しておいていただきたいということをお願いをさせていただいております。

それでは、2点目の質問に移らせていただきたいと思います。

2点目は、インフルエンザの予防接種についてです。今年は流行するんじゃないかとか色々言われております中で、色々な世代の方とこのインフルエンザについて話す機会がございましたので、私、前から疑問に思っていることがあって、随分前に質問もしたことあるんですけども、今回改めまして質問をきちっとさせていただこうと思ってこ

の問題を挙げさせていただきました。

まず、予防接種の単価についてなんです。一番最初にこのインフルエンザの65歳以上の方の予防接種を町が取り組まれた時の単価は、今よりもっと高かったんですけどね、余り高いのでびっくりしましたけれども、担当課でずっと言ってきた中では、この間に少し単価は下がってきているようにお聞きしているものの、それでも確かに高いですね、まだ。

町で、この間に、最近インフルエンザ受けに行かざる方多いですので、お聞きしますと、町内の医療機関で受けられた方皆さん3,000円とおっしゃておられました、私は2,100円で受けているんですけども。

ところが、この65歳以上の方、町が医療機関へ払うインフルエンザの単価は、今、5,000円ですね。最初のスタートの時6,000円超えてましたけどね、今、5,000円と。それでも、一般の方3,000円で受けれるところ、町が公費で医療機関にお支払いする際には5,000円だというこの辺の単価、非常に私高いんじゃないかなとずっと思ってきてるんですね。

この辺について、単価の設定ですね、この単価の設定について私はもう一度きちっとお尋ねをし、そしてなぜ一般の方とこの65歳以上の方とではこのぐらい単価が違うのかということについての問題ですね、これをちょっと私もずっとおかしいん違うかなという矛盾を感じてきてますので、これについてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 高齢者インフルエンザは、定期の予防接種に位置付けられておまして、乳幼児の定期予防接種においても、接種料金は診療報酬に基づき、診察料、注射料、管理事務費、ワクチン代等を積算したものでございます。

したがいまして、高齢者のインフルエンザにつきましても、毎年、王寺周辺広域市町村圏協議会において協議をされ、広域圏7町において統一単価を設定しているため、7町は同一の接種料金で接種をしていただいております。すなわち、広域7町で5,000円と平成20年度は決めていただいております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） いや、それはそうなんです、管理費なんか、事務何とかとかワクチン代やとか何か色々あって、それで5,000円やと言われるんですけども

ね、じゃあそれは5,000円だけれども一般で受けに行ったら3,000円で受けれる、個人が払うには3,000円で受けれる、その差の、しかもその差が大き過ぎるんでね、私、ずっとこれ疑問に思ってるんです。

私が受けに行く診療所では、また親切なことに、この町のその5,000円の単価のワクチン代の取り方もどうなってんのか知りませんが、私は親切に、1本のワクチンで2人分取れるんですと、お2人で予約していただきましたら割安になりますということで、2人で受けに行って2,100円で私は受けさせてもらってるわけなんですけどね。

そういうふうに、ですから高齢者の方たちも、高齢世帯とってご夫婦共に高齢者になられている方というのは、斑鳩町にはたくさんいらっしゃるんですね。ご夫婦で受けに行ってはるというのもよく見かけるんです。そしたら、言うたら、2人で行っていただいたらワクチン代1本で済むのにね、それでもすごく単価も高いし、これ、本当にもうちょっとどないかならへんのかなということを感じました。

この問題については、町だけでお答えいただけないかなあと。今、おっしゃられたように、広域でやっておられるということもあって。けれども、このワクチンの単価の設定の仕方とかどうもよくわからないし、独占禁止法がどうのこうのと、一律のワクチン代というのを医師会で何か決めないというようなことも聞いて、ですから医療機関ではばらばらなんだと、予防接種の金額は基本ばらばらやと言いはるんですね。だけど、斑鳩町では大体医療機関で3,000円やし、で、独禁法というんやったら、それをまた高い金額で契約して打つというたら、どっちがどうなんやろうと私はすごい疑問に、独禁法の関係が出てきた時には、どっちがどうなんやろうと思うて、ちょっと余計疑問に思ってるんですけども、この件については、今後も、何というんですか、ワクチンが不足するという時もありますやん、不足する時にも効率的に使っていただこうと思ったら、出来るだけ2人で申し込んでもらたら、1本で2人取れるから無駄にならない。そういうご夫婦やご家族で受けていただく効率的な利用をしていただくことが望ましいですし、それによってこれらの単価なんかの引き下げということも考えていけるのではないかなというようなこと、こういったことを、やはり町も財政が厳しいという中であっては、一定医師会との交渉をすべきではないかなというふうに私は思っております。

ですから、この点については、町としてやっぱり、大変なことも色々あるとは思いますが、色々協力関係、お互いの協力関係もあると思いますので。けれども、やはりより多

くの方に安定的に提供していく、この事業を続けていく、そして町の財政のためにも絶対必要なことだと思いますので、ぜひとも今後もさらに協議をしていっていただきたいということをお願いをしておきます。

そして、②点目なんですけれども、なぜ私単価にこだわったかという、②点目の問題もあるからなんです。実は、私、最近若い方たちと色々接する機会も多いもんですから、意外と子どもさんも、昔はインフルエンザもみんな集団で接種してましたけれども、何年前からかな、任意接種に変わりましたね、けども例えば妊婦さんの場合、自分がインフルエンザにかかったら、やっぱり妊娠している時にインフルエンザにかかったらかなんというて、ほかのご家族がインフルエンザの予防接種される場合があります。それとか、小っちゃい赤ちゃんが、まだ乳児さんがご家族にいらっしゃる場合、そのごきょうだい、2歳の子やったり3歳の子やったり4歳の子やったり幼児さんでも受けて、そしてその乳児さんに、赤ちゃんにうつらないようにしようというようなそういう心がけをされてて、このインフルエンザの予防接種を受けられるという若い世代の方たちが、まあいらっしゃるんです。

この間も、親子4人で受けに行くんですけど、子ども3人目がまだ小さいので、親子4人で、その子以外の家族が受けようと。斑鳩町の医療機関で、1人3,000円やったら1万2,000円ですわ。その赤ちゃんの重症化にならないようにしようと思って家族で気付けはって、この1万2,000円大きいですからね、打ちに行こうと思ってんねんと言いながらなかなか、まだよう行ってはれへんらしいんですが、こういう心がけの若い人たちもいらっしゃるって、妊婦さんもインフルエンザにならんようにとか家族が気をつかって予防接種受けると。

そして、そういう心がけの中においては、言わば乳幼児医療費助成を斑鳩町はしてますので、その助成する額と、その予防をしようという接種に対して助成するのと、その関係で言うたらどうなんだろうか。

そして、さらには、この広域7町で65歳以上の方の予防接種やっていたら、これちょっとでも下がってくれたら、その単価で何とかまた新たにこういうことが、幼児さんたち受けに行かはって、重症化防ぐために受けに行かはって、それらに何か少しでも助成すること出来るんじゃないかなって、私そういうふう考えたんです。

この65歳以上の方の接種というのは、19年度の実績で見ますと、接種率57.4%で、接種者が3,576名いらっしゃるんですが、5,000円の単価で斑鳩町は

この事業に1,788万使うていただいているわけですね。1,788万使うていただいて、これ逆に、じゃあ幼児さん、乳幼児医療費の対象、乳児さんは受けませんが幼児いうたら、大体どのぐらいはんのかなあと思うたら、小学生と赤ちゃん抜いたら、まあええとこ1,500人ぐらいまでですやろ。1,500人ぐらいまでで接種率、お年寄りでも57.4%です。1,500人としても、この接種率でいったら860人ほどですわ、もしこの接種率やったらね。

この方たちに何か助成、人数も全然違いますのでね、対象の人数も。何か助成してあげること出来るん違うかなと。重症化防ぐということで、自分たちで努力しようということに対して、何か助成出来るんじゃないかなというのが私の思いなんですけど、この点について、これらの幼児さんたち、出来たらそら小学生の方も対象にさせていただけるのは一番いいんですけども、受けようと思って受けられる方たちに対しまして、こういう助成をしていくという考え方というのは、町としてはどうなんでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城市長。

○町長（小城市利重君） これは、里川議員さん、今、おっしゃいますけども、当初はインフルエンザというのは、皆さん受けていただいたんですけども、ある年から、その年は香港A型がはやるとか、あるいはソ連A型とかいう形で、それが当たらなかったらインフルエンザは効かないということで、もうそれは自由にしようということで、一応なくなってきたわけです。しかし、やっぱり特別養護老人ホームで何人かの方が、お年寄りがなくなってから、やはりインフルエンザというのは大事であろうというところからこういうことが出てきた。

特に今般は、鳥インフルエンザという問題が出てきて、日本中で発生すれば、東京都で60万人、石原都知事はもっと大きな被害が出るとおっしゃっているように、今、怖いということがまず出てきた。

そういうところで、今、議論されている、広域行政でやっている65歳以上の関係の方については、やはり医師会というものがございます。やっぱり医師会というものを考えた中で、一番問題は、斑鳩町でも接種率は57%ですけども、ただそれだけのインフルエンザワクチンを確保しなきゃいけない。やっぱりそれが問題なんです。

そして、お医者さんは、皆さん方来られたら、3,000円、あるいは2,100円で打っていただける。それは、医者としての、やはり自分とこの開業している立場とし

てそういう努力もされているわけですから、我々としても出来るだけ安くしてほしいということはお願いするわけです。だけど、国の基準からこうして、今、西本部長が説明したように、5,000円ですよということをおっしゃられたら、ああ、そうですかと、4,500円になりませんかということもなかなか出来得ないわけです。

だから、そういう現状をやっぱり理解をしていただいて、我々は安ければそれは安い方がいいわけですから、そういうことを必ず広域圏で話はさせていただくけども、医師会の会長さんは、やっぱり我々としては地域の医療のために一生懸命頑張っているんだと、そしてこういうインフルエンザを出来るだけ阻止していくためにも協力をしようということやっていたいてますから、なるほど、今、里川議員がおっしゃるように、とにかく子どもさん、幼児とかいう関係については、以前はまさにそのインフルエンザは、その時に何がはやるかかわらんからやめとこうということでもしなかったんです。

最近、やっぱり、私はまちの医者の方の横山医院さんの横山先生でも必ずおっしゃるのは、それは一つの予防ですよと、何がやろうがやっぱり予防してたら、自分はインフルエンザの注射をしたということで、風邪にかからないという一つの心構えがあるということで我々はお願ひしてるんだけど、なかなかそういう理解がなかったと。しかし、昨今は、やはり、今、インフルエンザの問題というのは、鳥インフルエンザが特に蔓延するのではないかという時に、日本で発生した場合は、恐らく何十万人という死者が出る。そのためには、タミフルを保存せいと色々なことをおっしゃってますけども、やっぱりそういうことも十二分に考えていくことがあろうと思います。

今、おっしゃっているように、幼児の関係等についても、それはこれ安くなったらこれに回るやないかということもありますけども、我々としては、今、当面は、やはり65歳以上の方々に対してこういう予防接種をさせていただいて、出来るだけやっぱり高齢者の方々が医療にかからないような、そういう体制づくりをしていくことによってまた医療費が上がらない、そういう努力をしていきたいと思ってます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、町長の思いは聞かせていただいたわけなんです。ですから、その医師会に対しての単価の問題については、今後、交渉をさらに引き続きやっていただきたいということなんですけれども、65歳以上の方の、もちろんインフルエンザの予防接種のこの事業は、斑鳩町の目玉です、自己負担金取ってません。これは、県下でもまれです。ほとんどが取るようになったのを取らずに頑張っている、これは大き

く評価出来るんです。そやから、今後も、これは頑張ってやっていっていただけたらいいんです。

けれども、さらに踏み込んで、やはり子育て支援の中で、そういった妊婦さんであったり小さい子どもさんの重症化を防ぐためにも、今後、こういうインフルエンザの予防接種の助成について枠を広げていっていただけないかと。それは、ひいては乳幼児医療費の、乳幼児医療費は助成してますからね、これもいわゆる重症化が防げたら医療費が抑えられるという、同じ考え方になるのではないかと思いますので、やはり今後検討していただきたいということを、今回は強く私は提案をしておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、3つ目に移らせていただきたいと思います。

3つ目は、県立三室病院の産婦人科医師の緊急確保についてです。これは、議会初日に議会としても意見書を全会一致で採択いたしまして、広域圏の議長会で正副会長が県へ持っていくんだということをうちの議長からも聞いてたんですが、うちの議長にも、そんなもん正副会長だけに任さんと7町の議長みんなでそろって行ってきてよというて、それぐらいやっぱりやって、本気で県に対して要望して行ってほしいということで、私は議長にもそんなふうに言ったんですが、町としてはどんなふうはこの件についてこれまで要請をされているのかということは、お尋ねをしておきたいなというふうに思いますので、教えていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 県立三室病院の産婦人科医師問題につきましては、この5月に、産科医師の確保と産科医療体制の充実ということで、生駒郡町村会でとりまとめて、県町村会を通じて県に要望いたします。

このことは既に、大淀県立病院で問題が起きましたし、また樞原でもそういう問題が起こった中で、やはり医師不足の関係等については、荒井知事も厚生労働省へ何遍も行かれてそういう話はされてますものの、やはり医師の不足等について、どういう対応をしていただけるのか、そういう問題でございますけども、我々としても、町村会としては、この県立三室病院の医師は、2人体制で診療されておったわけですけども、そのうちの1名の医師が3月末で退職したいという意向を示され、新聞報道等によりそれが判明したことにより、受診中の妊産婦に不安をもたらしたことから、産科医師の確保と充実について要望をいたしたわけでございます。

その後、県などは、今年度まで退職の慰留をしましたが、やはり退職の意思は固く、さらに退職を引き延ばすのは難しいという状況です。病院では、民間診療所の医師を招いて診療してもらうことも検討し、近隣の医師に打診をいたしましたが、協力は得られず、県医療管理課では、産科継続に向け最大限の努力をしていると言われていますが、人材確保の見通しは立っていないのが現状でございます。

斑鳩町民や近隣の町民にとっては、県立三室病院は西和地区の医療機関の中で中核病院としての役割を果たすべき医療機関で、町といたしましても、引き続き県立三室病院の産婦人科医師の確保について、県に強く要望をしまいたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私、うちの議長にも、もう7町の7人で、議長そろって県へでもお願いに行ってくれということをお願いしてまいりましたけれども、この広域圏の7町の町長さんたちも、ほんとに県相手にやっぱり戦い切っていただきたいなど。どんなことをしても医師を確保してあげてほしいと。子育て支援をほんとに力を入れて押し出してきた中において、この三室病院の件では、斑鳩町の西部ですね、西の方の方たちは、やはり出産などは三室病院でされてきている傾向がありまして、困っているんだということ。

そして、今、どこも大変だということはよくわかっております。里帰り出産も受け付けないというような状態の中で、斑鳩町では1軒個人の産婦人科の病院がございまして、ここは里帰り出産でも受けていただけますし、ほんとに先生のご努力によって一生懸命頑張っておやっています。けれども、一個人病院の努力にしか任せられないというような状況であってはならない。やはり、三室病院の産婦人科、これまでずっとあった産婦人科をなくすわけにはいかないというこの強い思いで、町長以下町全体で、やはりこの点については、問題を解決出来るように県へ強くアクションを起こしていただきたいということを、さらにお願いをしておきたいと思っております。

それでは、4点目に挙げさせていただいております介護保険についてに進ませていただきたいと思っております。

介護保険も、私、何度か議題に挙げさせていただきながら色々申し上げてきた経過はあるんですけれども、いよいよ介護保険の運協も進んできているように思います。以前、議会からこの介護保険の運協に入っておりました、私も、厚生委員会から。そして、運協に入っているけれども、この保険料設定については、運協の中で色々意見申し上げたんです

が、私が要望をしていた意見が、前回の計画の見直しの時には取り入れていただけず、やはり低所得者には負担が重く高額な所得者には負担が軽いというような保険料設定に前回の計画の時にもなったと、私はそういうふうに認識をしています。

ですから、今回は運協にも入っておりませんので、運協は進んでますが、やはり事務局が案をつくっていく中において、より早く、よりきちっと、こちらの要望もきっちり伝えていかないといけないという思いから、今回、この点につきまして、再度一般質問として挙げさせていただきました。

この保険料設定の動向につきまして、これから来年度の計画について、どんなふうになっているのか、そしてまた町はどんなふうを考えて事務局案をつくっていかうとされているのか、その辺の動向をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 平成21年度から平成23年度にかかります第4期介護保険事業計画の策定につきましては、現在、介護保険運営協議会でご審議をいただいているところでございます。その中で、保険料の設定についてもご審議をいただくわけがありますが、ご質問をいただいております保険料の段階設定等については、次回の協議会でご審議をいただく予定であります。次回といいますのは、来年1月に開会を予定いたしております。

平成21年度からの保険料の設定に対します考え方につきましては、国の方からその変更点や考え方が示されております。その内容の中で、保険料の段階についても言及をされており、現行の第4段階における収入等が一定額以下の者に対する負担軽減について、また保険料段階全体の調整としまして、課税層の段階数をふやすことが可能とされてきている中で、その被保険者の負担能力に応じたよりきめ細かな段階数等を保険者において設定されるように示されております。

町といたしましても、この国の保険料段階設定で示されております考え方等を踏まえながら、次回以降の運営協議会のご審議を経て保険料の段階設定を行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） おおよそ国の方から大体示されますけども、この介護保険、一番最初、2000年、平成12年にスタートする時からそうなんですけど、細かいことってなかなか遅いんですね、来るのね。医療関係もそうですけど、非常に遅くて、

本来12月議会にかからなあかん出産育児一時金の話でも最終日というふうなことになると思います。そんな例があるように、何か遅いんですけども、それでも一定言及されている中では、町としての裁量、保険者としての裁量もあるかとは思っています。

私、最初、介護保険始まった時、5段階で、また1、2って金額同じで5段階と、4段階ですわと言うたら、こんなんせつしょうやなと言うて、ほんで次がちょっと階層7段階になったんですわ。7段階になったけれども、この7段階のうちの1、2と、4、5と同じ金額なんですよね。7段階いうたって、きっちり7段階あるわけではないんです、金額の設定もね。ですから、これらについてももう少し、ほんとに所得に応じた取り方が出来るような段階設定と、それと所得に見合う、えろうほんまに少ない年金しかないのに、結構引き落としされている方というのも聞かれています。

ですから、今、部長の答弁にもありました4段階の辺の所得階層とかいう話もありますけれども、ほんとにちょっと細かく、よくよく考えていただいて、そして前回、この現在の第7段階ですね、町はその第6は1.5にして第7段階は1.6と示した時に、あかと、第7段階は1.75までしなさいよと私はずっと言うたけど、前回、計画の見直しの時、出来なかったんです、町は受け入れてくれなかったんですね。運協もそのまま通ったんでそうならなかったんですけども、今こそ、また事務局案を作成するに当たりまして、この辺はやっぱりよくよく考えていただきまして、所得基準500万以上というたら、すごい所得やと思いますよ、私らから見ても。一定の金額をやっぱり納めていただけたらというふうに思います。

そして、それで押しなべて、出来るだけ平均的な金額、そして前回は、私たちは4,000円を超えてはならないと強く要望してきた中で、町は何とか、当初4,000円を超える算出でしたが、3,900円に抑えて保険料設定をしていただきました。これにつきましても、前回その点については、かなり細かいやりとりをする中で3,900円に収まったと思うんですけどね、今回についても、基本となる保険料の設定の額もそうですし、そしてその保険料の段階の設定についても、より負担の公平性というんですか、やはりその人の所得に応じた負担をお願い出来るというような形になるように、頑張って事務局案をつくっていただきたいと思います。

そんな中で、今、言いました保険料の設定の中でちょっと私自身が気になったのが、計画の見直しの中で予防を重視するんだと、重症化防ぐんだとか色んなことを色々言うて介護保険もこの間進んできましたけれども、②番目に書かしていただいている被

保険者の利用率の変化の状況ですね、これらについては、まあ人数は間違いなくふえて
いってるんだろうとは思いますが、利用率については、要支援を要支援1、2
として、認定の幅を広げられたということもありますので、この間の利用率がちょっと
気になっておったんですが、これについてはどのような状況でしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 介護保険サービス受給者の利用率の推移につきましては、
支給限度額に対する利用額の割合や、在宅サービスにおける1人当たりの費用額といっ
た指標の実績の推移を見ることによって確認することが出来ます。

まず、支給限度額に対する利用額の割合でありますけれども、平成18年4月、平成1
9年4月、平成20年4月とその推移を比較してみますと、38.9%、平成19年4
月は41.4%、そして平成20年4月は42.4%と、年度ごとに増加傾向を示して
おります。

次に、在宅サービスにおける1人当たりの費用額についてでありますけれども、同じよ
うに推移がわかりますが、平成18年4月、同じく19年4月、同じく20年4月とそ
の推移を比較してみますと、平成18年4月では7万7,318円、平成19年4月で
は8万8,090円、平成20年4月では8万9,379円と、こちらの指標を見まし
ても、年度ごとに増加傾向を示しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ちょっとまた、今、部長答弁していただいた分でちょっと分
析はしていきたいと思うんですが、介護保険の運協に提出されている資料で見ますと、
出現率そのものは余り変わらない形での、認定者の出現率は設定をされて予測をされて
いるようですが、でも、このように利用率についてはちょっとずつやっぱりふえてきて
ると。ですから、単に人数がふえてるだけではなく、利用の中身もどんなふうになっ
てんのかということなど、もう少し私自身も、ちょっとこれ資料をいただいて、さらに独
自に分析もしていきたいというふうには考えます。

それで、保険料設定の動向から利用率の変化来て、一番私が気になるところなんですが、
この保険料を設定するに当たって重要なポイントのこの基金の取り崩しですね、斑鳩町
が現在持っている基金をどの程度まで取り崩せるのか、そしてまた今度の保険料設定す
るのにこの基金どう運用するのか、この辺のところは保険料設定には重要なポイントで

すからね、ここのところについて具体的に、どこまで言えるかわかりませんが、運協もまだありますのでね、どこまでどうなんかわかりませんが、現在のお答え出来る範囲で結構です、この取り崩しについて聞かせてください。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 現在、国が示しております平成21年度からの第4期計画期間におけます介護保険料設定に対する考え方の中で、介護保険給付費準備基金の取り崩しについての考え方が示されております。

その考え方の中で、介護保険給付費準備基金については、各保険者において最低必要と認める額を除き、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものであると考えられており、この基金を保有しています保険者については、その適正な水準について検討し、その水準を超える額の取り崩しについて十分検討をされたいと国の方で示されております。

町としましても、国が示しておりますこの基金の取り崩しにつきましてもの考え方を踏まえながら、今後、介護保険運営協議会における審議を経て、適正な取り崩し額について決定をしてみたい、取り崩しをしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうですね、この基金はため込むための基金ではなくて、現在の被保険者の皆様方に返していくべきお金であると思っております。ですから、この間にたまった分についてある程度返す。ただし、町が最低必要な額を幾らと見るのか、で、幾ら取り崩せるのか、ここがポイントやと思いますので、今後、また私も見させていただきたいなと思います。ここのところの最低必要額の算出についても、十分に慎重に行っていただき、そして保険料の方に反映をしていただきたいと、お願いをしておきます。

そして、ブザーが鳴りました、もう時間も余りございませんので、④つ目です。地域包括支援センターの運営については、町がやらなければならない事業ですが、この必須事業を社協へ委託されてきた。けれども、社協のあの2階でされてたらなかなか浸透しにくかって、最初スタートの時難儀していただいたと思うんですが、この地域包括支援センターの運営について、生き生きプラザにも行きましたし、今後、さらに期待の持たれるような状況なんかなと思うんですが、委託料の関係なんかも含めてこの地域包括支

援センターの運営について、今後の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 地域包括支援センターにおきましては、平成18年の4月に設置され約2年8カ月が経過してきておりますけども、業務を行うに当たりまして、今後解消していかなければならない課題も見えてきているところであります。

まず、この地域包括支援センターの認知度が、一つは低いと思われています。また、地域のケアマネジャーへの支援といった業務が、現在のところ、個別なケース相談までにとどまっているところなどであります。

センターの啓発等につきましては、新たに立ち上げる予定の斑鳩町社会福祉協議会のホームページ及び町の広報紙等で啓発を検討してまいりたいと考えておりますし、また地域のケアマネジャーの支援につきましては、ケアマネジャー全体の質を上げていくような事業等を今後検討して、そして実施し、被保険者が安心してサービスを利用出来るよう努めてまいりたいと考えております。

また、地域包括支援センターへの委託金でございますけども、平成20年度1,644万8,000円となっているところでございますけども、現段階では、次年度も今年度と同額の委託金額というところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私、最初、委託金が1,500万からスタートした時に、この1,500万の算出よくわからなかったんですが、今、じーっと考えましたら、ほぼ人件費になるのかなというような感じはしているんですが、それにしましても、非常に認知度が高くなって、生き生きプラザ行ったことで利用しやすくなって、これからさらに数がふえてくる中で、本当にこの金額で、この委託料でやっていけるのだろうかというちょっと心配もしております。その点につきましても、来年度の予算を編成されるに当たりまして、地域包括支援センターの運営状況の分析もきちっとしていただいての予算編成となるように重ねてお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

午後3時まで休憩いたします。

（午後2時38分 休憩）

(午後3時00分 再開)

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず1番目として、特定健康診査についてお尋ねをしたいと思います。

これは、2006年に国会で医療制度が大きく変わる法改定が行われた際に、健康保険法なども改定が行われ、今年の4月から、これまでの基本健康診査にかわって特定健康診査が実施されました。町内でも、それぞれが加入している保険のもとで、住民の皆さんも特定健診を受けておられますが、この間、制度が変わったことによる混乱や、またこれまで受けれていた検査項目が受けられなくなったという声を町民の方からお聞きします。また、全国的にもそうした不満や不安の声が多く出されているということも新聞報道でされておまして、特に自治体ごとで取り組みの内容が違うこともあるというふうにお聞きをしていますので、この特定健診の制度自体の問題点、また斑鳩町の取り組みの実態についてお尋ねをしていきたいと思っております。

まず・として、これまでの基本健康診査との違いについてお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 従前の基本健康診査につきましては、疾患の早期発見、早期治療を目的に、40歳以上の住民の方を対象として、一般会計において実施していたものであります。これに対しまして、特定健康診査は、医療保険の保険者が実施するものであり、斑鳩町は国民健康保険の保険者として、40歳から74歳の被保険者を対象に、国民健康保険事業特別会計において行うものであります。

この特定健康診査は、内臓脂肪型肥満に着目し、メタボリックシンドローム、いわゆる内臓脂肪症候群の該当者とその予備群を発見するためのものであり、特定健康診査の結果、内臓脂肪型肥満に係る保健指導の必要性に応じて、動機づけ支援、または積極的支援の階層に区分し、特定保健指導を行うこととしております。この特定保健指導につきましても、斑鳩町は国民健康保険の保険者として、その被保険者に対して行っているところであります。

また、健康診査を行う場所につきましては、基本健康診査では町内の医療機関だけで

ございましたが、本町国保の特定健康診査では、奈良県医師会のご協力をいただくことで、県内の医療機関での実施を可能とし、利用される方の利便性に配慮しているところでもあります。

なお、75歳以上の高齢者に対しましては、後期高齢者医療広域連合から委託を受けて、別に健康診査を実施し、また40歳から74歳の人で、いずれの特定健康診査の対象ともならない場合には、町が健康増進法に基づく健康診査を実施しているところがございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この趣旨からして、早期発見、早期治療というふうにこれまでやってきたのを、内臓脂肪症候群、メタボリックシンドロームの予防というふうに変わったこととあわせて、今回、医療費の適正化ということが前段に目的として盛り込まれている。このことが私は非常にくせ者ではないかなというふうに思っているんです。これによって、これまでの制度とかわって、その矛盾が今後大きく出てくるのではないかなという心配を持っています。

そういう立場から、②番目に移りますけれども、この特定健診というのは、予防という立場から、国の方で受診率の目標数値というのを設定しています。その目標の達成状況によって自治体にペナルティーを課す、こういった国のやり方というのは、私は許せないなと思うんですけれども、斑鳩町も目標を持って多くの方に受診をいただこうという姿勢で現在取り組んでいただいているというふうに思います。それ自体については、非常に評価が出来るものだと、ぜひ頑張ってくださいというふうに思いますが、現時点で、4月から始まって現在どれぐらいの方が受診をされているのか。

また、基本健康診査から特定健康診査に変わったことによって、検査項目というのがどのように変わったのか。全国的な例でお聞きしますと、これまで受けれていた心電図検査や眼底検診が受けられなくなったという事例が発生しているようです。斑鳩町ではどうなっているのか。この制度が変わったことによってどういう問題が出てきているのか、町の認識についてお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） まず、特定健康診査の現在までの受診状況でございます。

平成20年10月末現在で、医療機関から国保連への報告をもとに行いますと、442

件の受診となっております。

次に、特定健康診査の検査項目についてでございますが、メタボリックシンドロームの該当者とその予備群を発見するために必要とされる項目でありまして、厚生労働省令に定められております。腹囲、お腹の回り、そして血圧の測定、血中脂質、それから肝機能、血糖、尿の検査等を行います。従前の基本健康診査と比べますと、例えば脂質検査では、中性脂肪、HDLコレステロール検査は引き続き実施しますが、総コレステロール検査は廃止し、そのかわりにLDLコレステロール検査が追加をされております。

次に、追加項目であります貧血検査については、医師が必要と認めた場合に実施し、さらに本年度は実施必須項目となっていない心電図検査についても、県医師会や町医師会からのご意見をいただきます中で、前年度の基本健康診査の結果に基づいて、血糖、脂質、血圧及び肥満が一定基準に該当した人に対しましては実施をすることとしており、対象者となる方には個々に案内を差し上げているところであります。

健康の目的、対象者、実施方法等、健康診査のあり方が大きく変わったことで、住民の皆様の中で戸惑いのある方もおられるかもわかりませんが、特定健康診査の趣旨を十分に説明し、積極的に受診をしていただくように努めなければならないと考えております。

なお、眼底検査につきましては、現在は行っておりませんが、来年から、この一定基準に該当、先ほど申しました4項目、血糖、脂質、血圧、肥満の一定基準に該当した者に対しましては、眼底検査をしていく方向で、今現在、医師会の方で検討をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、部長言っていた、高血糖、脂質異常、高血圧、肥満の4項目というのがあって、それらすべてに異常がある方に対して、心電図とか眼底検査を受けていただくことが出来ると。これは、制度の中で、必須項目と、そして詳細項目というふうに分かれていまして、詳細項目の中で、心電図検査、眼底検査、貧血検査と、医師が必要と認めたものについては検査を必要とするということなんですけれども、ここがやはりくせ者で、その4項目にすべて異常がないと心電図検査が受けられないという高いハードルが、今回、制度が変わったことによってつくられてしまっているのではないかなど。

ですから、以前に心電図検査を受けた際には、そういったハードルはなかったと思うんです。本当に医師が必要だと認めた方については、この項目に引っかけからなくても心電図検査が出来たけど、今度制度が変わって特定健診になってからは、4つとも異常がないと心電図検査が受けられないということが出てくるのではないかと。今、まだ実施した最初の年ですんで、そういう状況があるかどうかということがわからないかなというふうには思うんですけども、もしそういうふうに、本当に心電図検査が必要な方が、4つの基準値に異常がないために、心電図検査が受けられないという状況があるとしたら、これは問題だというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 町の国保の特定健康診査としましては、心電図検査の対象を拡大することは、ほかの医療保険で実施されております特定健康診査との兼ね合いもありまして、現実的に実施することは難しいのではないかと考えております。

なお、心電図検査において、医師が問診等で必要と判断されれば、医療行為として健康保険を適用して検査を受けていただくことは可能であるというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 先ほど申しあげました必須項目以外の詳細項目として、心電図、眼底検査、貧血検査の3項目というのは、市町村の裁量で受ける受けないというところを決める制度になっているのかなというふうに思います。斑鳩町としても、一律にやらないというのではなく、必要な人には受けていただくということで実施をされることについては評価もしてますし、いいなと思っているんですけども、今、部長も言っていたかもしれませんが、4つの基準に異常がない方については、やはり今の部長のお答えでは受けられないという状況が出てくるなあというふうに思うんです。

それについて、今、なかなか国保でやっていることやから難しいんやというふうにおっしゃいましたけれども、実際そういう方がどれぐらい出てくるのか、まず調査をしていただきたい。昨年、基本健康診査の時に、心電図検査を受けておられる方の件数というのは、70数件ぐらいあったというふうにお聞きをしています。その方が、今年度、特定健診に変わって心電図検査をされたのか。さらに、その4つの基準が関係してくるのが再来年度の検査になってきますので、そこまでのやはり年ごとのデータの比較をとって、去年、一昨年、心電図検査を受けていた人が、新たに再来年度受けていないという数の比較ですね、その原因として何があるのか、これは調査していただければわか

る数字であると思いますので、そこで本当に、今、言ったような、4つの基準のせいで必要な心電図検査が受けられなくなっているのかどうかという判断が出来るというふうに思うんです。

ですんで、今回、国保連合の方、県の医師会の方と協力して、これまで町内だけしか受けられなかった部分が県内ということで広がっていることについては非常にいいことですが、それに伴ってデータ管理も、国保連合の方と協力して、例えば後期高齢者医療制度の方に入っている方でも、これは広域連合の方で検査は実施していただけてますけれども、データとしては、国保連合の方に問い合わせをすれば、町内の国保の加入者だけではなくて、後期高齢者に加入している方も調査が出来るというふうに思いますので、ぜひこの点については、データの的に比較をしていただけてまたお示しいただきたいというふうに思いますので、これはお願いをしておきたいと思います。

それでは、次に、③番ですけれども、9月から新たに総合保健福祉会館生き生きプラザ斑鳩が出来、そちらの方に保健センターも移っていますが、この特定健診に関して、住民の皆さんからの問い合わせや相談というのはどれぐらい来ているのか、またその内容というのはどういったものがあるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 特定健康診査に関する問い合わせの件数でございますが、約190件ほど来ております。その主な内容としましては、受診券を紛失したけどもどうすればよいのかとか、受診方法がわからない、また受診出来る医療機関はどこか、そして費用はどのくらいかかるのか、またいつまでに受診をしなければならないのかなどの問い合わせでございます。

特定健康診査の対象者の方には、特定健康診査の受診券の送付の際に、特定健康診査の内容や受診方法を書いたチラシ、そして受診出来る近くの医療機関のリストなどもあわせて同封をさせていただいておりますけども、ご質問等があった場合、改めて詳しい内容等をご説明をし、少しでも多くの方に受診をしていただけるように努めてまいっております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、190件と聞いて、結構な方がやっぱり混乱して色々問い合わせをされているのかなど。内容の方につきましては、わからないことをお聞きして

いるという状況が多いのかというふうに思うんですけども、その中で、こういうことで困ってるんやと、これまで受けれていた検査が受けれなくなったという相談は、あったんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 検査の内容等についてのお問い合わせについては、今のところ直接聞いておらない状況でございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしましたら、今後、制度が変わったことによって混乱されている方が多いというのはよくわかりましたので、今後もそうした丁寧な対応をしていただきたいというのと共に、私の方でも指摘した項目について、問い合わせなどがありましたら、またそれについてもお知らせいただきたいなど、つかんでいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

そしたら、④番目ですけども、今後の取り組みということで書かせていただけてますが、来年度の取り組み、先ほど眼底検診のことについては触れていただきましたので、来年度の取り組みということでは、それで理解をいたします。

もう1つについて、これも以前に一般質問をさせていただいた際に少し触れさせていただいたことがあるんですけども、現在の健康診査の対象というのは、年齢的に40歳以上というふうになっているんですけども、私はやはり40歳未満の方、現在、対象から外されていますけれども、やはり近年、三大成人病の発生や進行なども若年齢化をしている。特に、メタボリックシンドロームの予防をするということについては、自分のことを引き合いに出すわけでもないですけども、40歳以下の方でも、やはりそうした検査を行っていくということが必要なのではないかというふうに思うんです。

特に、社会情勢としましても、会社で保険に入っていて、そこでしっかりと健康診断されているという状況であれば問題がないんですが、今、実際、社会的にそういう状況になっていない。若者が正規職員になれない。また、パート、アルバイト、派遣などで働いていても、会社の保険に入れてもらえないという状況が広がっている中では、やはりそういうところに対して、行政が住民の健康を守るという立場から、この対象年齢の拡大についてもご検討をいただきたいというふうに思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 40歳以下の方への健康診査についてのご要望ですけれども、特定健康診査につきましては、まず40歳から74歳の方の受診率の向上、そしてメタボリックシンドローム該当者、そして予備群の方の減少が当面の目標でございます。現段階では、そのことに傾注をしてみたいと考えているところでございまして、なお40歳以下の方の健診を実施するといいたしましても、社会保険、共済組合等も行ってあります特定健診がございまして、その関係で、健診対象や健診項目を拡大したとなりますと、健診機関との契約や国保連への健診の結果の送付に大きな変更を余儀なくされ、また町国保の特定健診では対応出来ないというふうにも考えておりますので、40歳以下の方への健康診査の実施については、現段階では難しいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、制度の難しさと、あと財政的な難しさもあるのかなあとは思いますが。ただ、今回制度が変わって、目標数値クリアしないと、後期高齢者支援金というのが1割増しになってしまうということで、そちらの方にばかり必死になってしまうということで、基本的にやはり住民の皆さんの健康を守るという立場が、忘れてしまうわけでもないですけども、薄まってしまう恐れが私はあると思うんです。ですから、その点については、やはり重々そういう立場に立っていただいた健診、町としても施策として取り組んでいただきたい。難しさはありますけれども、私はやはり40歳未満の方についても、今後、健診というのは、年に1回でも受けれるような形でしていく必要があると思いますので、またぜひ検討をしていただきたいというふうに要望をしておきたいと思います。

それでは、次の2番目の文化財活用センターに移りますが、午前中にも同じテーマで質問がされていますが、私の視点からということで質問をさせていただきたいというふうに思います。

今回、議案が提出されていますが、その中でも、文化財活用センターの工事請負契約の締結がありますが、いよいよ実際に建設が始まるという段階ですので、ここでやはり建設の意義や今後の運営の方向性、また取り組みに対する町の考え方について、きちんとお聞きをしておきたいなというふうに思い挙げさせていただきました。

まず①番目ですが、これまでも藤ノ木古墳整備検討委員会や、また総務委員会でも議論がされてきましたが、文化財活用センターをつくることの目的と意義についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 文化財活用センター建設の目的と意義ということでございますが、さきの西谷議員の質問にもお答えを申し上げたとおりでございますが、町民憲章にあります歴史と文化を大切に、貴重な遺産を次の世代に伝える目的や、第3次斑鳩町総合計画にて、当町が歴史文化を生かした特色あるまちづくりを進める上で必要な施設として位置づけてまいったところでございます。

また、当該施設は、藤ノ木古墳を中心とした斑鳩町の歴史文化の情報を発信する目的から、これらのガイダンス機能をあわせまして、文化財行政の窓口業務や調査、研究、普及といった機能を兼ね備えた文化財の拠点として、また観光施設としての整備をするものでございます。

特に貴重な文化財を保管、展示出来る機能を有しておりますことから、町民の皆様をはじめ町内外より地元での展示が望まれておりました国宝藤ノ木古墳出土品の里帰り展の開催が可能な施設でございます。住民の皆さんに貴重な文化財を身近に見ていただく機会を創設することは、この斑鳩町に誇りを持つと共に、郷土愛を育み、心豊かに暮らせる特色あるまちづくりを進めるためにも、斑鳩町としてぜひとも必要な施設であるというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、教育長お答えいただきましたように、やはりこれは単なる資料館となってしまっただけではいけないと思います。やはり、文化歴史を発信していくということで、しっかりと社会教育の一環であるという位置づけをもって、町民の皆さんに理解をしていただくという姿勢が強く求められていると感じますので、その点は、町の方でも認識いただいていると思いますが、重ねてお願いしておきたいと思います。

②番目なんですけれども、この文化財活用センター、今回、契約の締結で出されている金額については、2億8,308万円ということで出ていますが、総事業費については、これ幾らになっているのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 総事業費につきましては、4億3,500万円でございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そのうち、国の補助も取っておられるかと思うんですが、国の負担、県の負担、町の負担というのは、どうなっているのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 国庫補助につきましては、1億9,826万9,950円でございます。これは、まちづくり交付金からの補助金でございます。そして、起債では1億6,790万円でございます。そして、一般財源で6,883万50円でございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 午前中にも、なぜ今つくるのかということで、やはり住民の皆さんに理解していただく必要があるというふうに、そんな議論もあった中で、今、補助を受けている国の分ですね、これはどんな補助を受けているのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） これは、国の方のまちづくり交付金という事業がございまして、その補助金を受けて、文化財活用センターについてはこの補助金を活用いたしております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そしたら、今、言うていただいた補助制度というのは、これは期限が決まっているもんなんですか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この事業については、5年間事業ということでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうした中で、補助金も活用して町の負担も最小限にということで今の時期になっているのかなというふうに私は理解しているんですけども、その点もやはりよく住民の皆さんにお知らせをして、ご理解をいただくということも必要ではないかなというふうに思うんです。目的や意義については、当然お知らせをして理解をしていただくということが必要ですけども、町の方の事情として、今の時期に建設をするということについても、よくご理解をいただく必要があるかなと思ってます。

あと、やはり大きな金額をかけて建てるものですので、今後、建設費の問題もありますが、やはり運営をしていくに当たりましては、ランニングコストがどれぐらいかかるのか、さらに費用をかけてつくるものについて、効果はどのように考えているのか、この点についてもお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 木澤議員もご承知のように、議員として、今、6年目になるわけ

ですけども、これは藤ノ木の整備の検討の中で、藤ノ木古墳の整備をした後は、このガイドランスをするということですからずっと報告申し上げてきているわけです。総務委員会でずっと申し上げてきてるんです。それは、よくご理解をいただいているんです。

ただ、私は申し上げたように、昭和60年、1985年の11月ぐらいに、これだけのやっぱり馬具とか色んなものがたくさん出てきた中で、やはり資料館をつくらないかと。しかし、現状からいうと、なかなかそう簡単にはいかない。そして、史跡指定を受けた中でも、1軒の家についてはかなり年数がかかった。やっぱりそういう努力をしてきて、今日やっぱりこのガイドランスも、出来るだけ規模を小さくして、資料館でしたら恐らく20億ぐらいかかると思います。国はそういう関係の資料館というのは、必ずそうなる。しかし、我々は出来るだけこの地域的なものを、出来るだけ土地も安く買える状況。以前も、この土地の問題についても、高いやないかというご指摘もございました。しかし、私は、現状から言いますと、この藤ノ木の周辺等は、坪40万ほどするんです。こちら側は、坪10何万です。

だから、そういうことを考えますと、いかにやっぱり出来だけ節約をしながら、用地を協力し、法務局の跡地を使いながら、出来るだけガイドランスとして十二分に、この藤ノ木の馬具とか、あるいはそういうものが展示出来る。やっぱり文化庁ともご相談申し上げて、そういうことが出来る努力をしていって、総務委員会でもご質問あったように、これからのお客さんが、果たしてこの資料館に何ぼ来るんだということもございました。

しかし、やっぱり私は、出来るだけ経費を節減するためには、年2回ぐらいの展示になっていくのではないかと。藤ノ木の遺物等の展示は、年2回ぐらいに、正倉院方式が一番いいのではないかと。そういう努力をして、出来るだけ藤ノ木古墳とリンクしてやっていくことも一番大事じゃないかということで、ずっとこういう計画になって、私は、今、今日こういう形になってきたことについては、非常に規模も縮小されて、そして出来るだけここで展示が出来る環境になってきたことは、私は非常にいいのではないかと。

我々としては、出来るだけ、それは何もしなかったら一番いいわけですけども、しかしやっぱりこういう総合計画の中にもうたわれてますように、子々孫々にそういうものを残していこうとすれば、そういう努力をしていくことも大事であろうと思いますし、そういうことについて、出来るだけコストを下げる、あるいはまたそういう点については、出来るだけ人件費も下げていくということによって、この運営管理を出来るんじゃないかなということをやっているわけでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、町長の方から、これまでの経緯も含めてお答えいただきましたけれども、やはり私は、今、いよいよ建設を始めるという契約する中で、これまでも私も総務委員会に入らせていただいたこともありますし、その中で理解をしながら進めてきた立場であります。ですが、やはり、今、住民の皆さんから、なかなかこれまで住民の皆さんに、計画について、進捗具合について、なかなか広くお知らせ出来ていない状況がある中で、住民さんからしたら、いきなりぽんとまたハコモノが出来るとかというふうにおっしゃる方もいます。

ですから、よくよくやはりこの建物をつくることについてご理解をいただく、そしてこの運営についても、しっかりと計画を立ててしてますよということについても明らかにして理解を得ることが必要だという立場で私は質問をさせていただいておりますが、ランニングコストについては、数字等についてお聞きはしていますが、やはり改めて答弁でしっかりとお答えをいただいておりますというふうに思いますので、ランニングコストと、あと来館者の見込み人数について、簡単で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） ランニングコストにつきましては、人件費を除きまして初年度で550万円程度とっております。2年目につきましては、約770万円程度ではないかというふうに見込んでおります。

それから、来館者についてでございますが、これはなかなか難しいんでございますが、近隣の富本憲吉記念館、あるいは田原本の唐古鍵考古学ミュージアム等、こうした類似施設の見学状況を勘案いたしまして、そして斑鳩町にあります藤ノ木古墳を今日までも多くの方のご覧いただいておりますそうした状況も踏まえまして、年間1万5,000人以上の入場があるのではないかというふうに見込みは立てております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、それぐらいの人数が来られるというふうに見込んでいるとお答えいただきましたけれども、なかなかこの1万5,000人年間確保しようと思うと、かなりの苦労が要るのではないかと。ですんで、やはり町として積極的に、1万5,000人目標として来られるであろうという数字ではあるかと思っておりますけれども、やはり目標数値を設定して、それに向けて来館者をふやしていくという立場でぜひ頑張っ

いただきたいというふうに思います。

③番につきまして、ソフト面についてもお聞きをしたいと思っておりましたが、時間の関係で、これについては、資料館という位置付けもありますが、町長も言うておられました、iセンターや、また観光協会なんかとの連携、観光としての位置付けもしっかりとしていただいて、例えば法隆寺に来られた方が、法隆寺に行って帰るだけじゃなしに、ぜひ活用センターの方にも寄っていただく、またiセンターの方にも寄っていただく、また町内を循環出来る、そうした観光の中の位置付けとしても十分に意識していただいて、活用を今後していただきたいというふうをお願いをしておきたいと思っております。

そしたら、④番目ですけれども、これも総括質疑で先輩議員の方から質問されておりましたその運営委員会なんですけれども、教育長の答弁をお聞きしますと、今後、設置をしていくという方向で検討をされるのかなというふうに思いますが、そのメンバーについてどう考えておられるのか、また運営に当たっては、住民の声というのはどういうふうに反映されるのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この館の運営についてでございますが、そしてこの館の運営に当たって住民の声をどういうふうに取り入れていくのかと、こういうご質問でございます。

こういった専門施設、博物館、あるいは資料館、こういうものについては、色んな施設を見ましても、やっぱり専門家による運営委員会を設置され運営されているというのがほとんどでございます。そして、その組織の中で、企画や、あるいは運営を行っているというのが状況でございます。当該施設でも、専門的見地からご指導やご助言をいただく運営委員会の設置を検討をしていきたいというふうに考えております。

一方、住民や、あるいは見学者の声を取り入れる手段といたしまして、アンケート調査の実施を行いますと共に、来館者からご意見を聞き、それらの声を生かしていけるように努めてまいりたいというふうに考えております。また、斑鳩の歴史文化の普及や学習をしている各種団体とは連絡を密にしまして、お互いの意見を交換するなどの連携、協力の出来る運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、施設の活用につきましては、斑鳩の歴史文化を調査研究する拠点にふさわしく、各種団体によるセミナーや講演会といった施設活用についても視野に入れて運営をしてまいりたいというふうに考えております。

以上のように、住民の皆さんをはじめとする利用者からの展示や活用に対する意見を聞かせてもらい参考とさせていただく機会を出来るだけ設けまして、それらの意見を運営委員会に諮り検討をしながら、これらのニーズを反映していけるような運営や活用に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この点については、本来であればもっと早い段階から、設計をする段階からやはり住民の皆さんの意見を広く取り入れていくということが必要であったと考えています。今回、国宝の管理も出来るようにということで設計されたものから、当然専門的な部分が大いですが、それ以外の部分について、特に建物の利用ということでは、やはり利用者が利用しやすいように、利用者の立場から意見をもらって、設計の段階で反映させていくということによって、より住民の皆さんに納得がいただけるのではないかとこのように考えます。

この点については、私も、住民の皆さんから、何でもっと早い段階で住民の意見を聞こうとしないのかと、議会でそういう点をしたのかということで、今、おしかりを受けていますが、やはりそうした声をお聞きし、住民も町行政に参画をし意見を聞いてほしいのだと、特に多額の費用をかけてつくるものについては、住民の皆さんの関心も高いのだというふうに改めて痛感をしました。

特に、今、財政難と言われる中で、住民の皆さんも財政的なことについて非常に敏感になっています。さらに、今後、住民自治をより充実したものにしていくという点からも、町行政に対しては、住民の声がしっかりと反映出来る体制づくりと理解を求める姿勢というのが大きく問われていると思いますので、今後、文化財活用センターがより充実した施設となって、町内外の多くの方に利用していただけるように最大の努力をしていただきますことを要望しておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 初日の総括質問でもお答えいたしましたように、この施設の利用につきましては、十分、藤ノ木古墳整備検討委員会の中で、誰でもが使えるような施設にするということで、奈良県の障害者の対策事業ありますけれども、やさしいまちづくり事業も含めた、そうした中で専門的な検討をさせていただいているところでございます。

したがいまして、決して私たちは、これから運営委員会をつくって中身の運営をする

んだとか、あるいは施設をこれから検討するようなことではなしに、もう既に整備検討委員会の中で十分そういった議論はしていただいております。

ただ、これから展示会、あるいは藤ノ木の里帰り展をするに当たって、どういう遺物をどの時期に持ってかえればいいのか、あるいは関連した他で出土している遺物を借用するのに、どこの地域のどのものが一番この藤ノ木に合ったと、比較するのに一番いいのか、そういった専門的な見地から、考古学の先生とか歴史学の先生とか、そうした方をお願いしてこの運営委員会を組織をしていきたいというふうに考えております。

ただ、日々の運営については、今も文化芸術祭の中で町の出土品を展示いたしておりますけれども、そうした中で簡単なアンケートもとらせていただいておりますし、また機会あるごとに色々な方々の意見を聞かしていただきながら、そういうようなものを蓄積をさせていただいているところでございます。そうしたものも含めて、今度、運営委員会が設置されましたら、そういう住民の意見、あるいは他町村から来られる方々の意見もお聞きいたしまして、十分その運営の内容について検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしましたら、次の質問に移らせていただきます。3番目ですけれども、現在、斑鳩町の次世代育成支援行動計画が出来て4年目になります。当初、この計画をつくる時から、幾つかの角度で問題提起や意見を言わせていただけてきましたが、いよいよ来年度が計画見直しの時期であるということで、これまで私の指摘させていただいてきた内容も含めて、どのように検討をしてこられたのか、今後、見直しを進めていくスケジュールの中で、これまでの質問も踏まえて、今回、改めてお尋ねをしておきたいと思います。

まず最初に、来年度の見直しに向けた取り組みについて、今後のスケジュールとあわせて、町がこれまで計画を実施してきた中で感じている問題点や、今後、改善しようと思っている点も含めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 見直しに向けたスケジュール等でございます。

今年度につきましては、来年度の次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定に向け、ニーズ調査を来年1月に実施を予定いたしております。

斑鳩町次世代育成支援地域協議会につきましては、この次世代育成支援行動計画を検

討していただくに当たりまして、今年度は来年3月に1回の開催を予定しております。また、行動計画の進捗状況の点検等を行いながら、来年度の策定に向けたご意見を賜りたいと、このように考えておりますが、平成21年度におきましては、次世代育成支援地域協議会を3回程度を開催をする予定をいたしております。

また、今日までの問題点でございますけれども、ご指摘もいただいた中で、ニーズ調査につきましては、国の示します就学前児童と就学児童を持つ保護者に加えまして、町独自として、中学生、高校生を持つ保護者にまで調査対象を広げて実施をしたいと考えております。また、ニーズ調査により、課題等の集約も行ってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 以前に、アンケートの対象者、これについては拡大をということをお願いをしていましたことについて、今回、中学生、高校生まで対象を広げていただいているということについては、非常に評価をさせていただきたいと思いますが、これまでこの計画に、若者の視点を盛り込んでいただきたいというふうに意見を申し上げてきました。その中で、今、おっしゃっていただいた1月に行うアンケートの調査ですね、頑張って高校生を持つ保護者まで広げていただいておりますが、私、以前の質問をさせていただいた時にも指摘をさせていただきましたが、高校は義務教育じゃないですけども、実際にそうした高校を出て働くと、社会に出るまでの若者、あと卒業して結婚するまでの若者というのが、なかなか行政の光が当たりにくい、そういう世代になってしまっていると。

特に、今、次世代の行動計画ですけれども、ほんとにもうすぐ人の親になろう、結婚しようという若者が、非常に社会の厳しい状況の中で方向を見失いかけている、模索をしている、そういった状況が、今、社会状況があると思うんです。

ですんで、なかなかこういうのというのは、どう対応したらいいかというのは非常に難しいかと思っておりますけれども、そうしたもう間もなく親になるという若者の置かれている状況の背景にどういうものがあるかということとか、あとそういう若者が何を求めている、何で困っているかということについても、アンケート調査でぜひお聞きさせていただいて、青年が置かれている状況も行動計画に反映をしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） このニーズ調査につきましては、子どもを産み育てる支援ということで、先ほど申しましたように、中学生と高校生を持つ保護者にも調査対象を広げたいと考えておりますけども、その内容につきまして、中学生、高校生の方も回答する項目を設けまして、自分たちが親になるために何が必要か、また何が不足しているのか、また何に困っているのかというような質問も検討をしてみたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 中学生・高校生本人さんに質問をしていただくと。出される対象というのは、そうした中学生、高校生を持つ家庭というふうになるのかもしれませんが、出来たらそこからさらに上の世代の声を聞けるアンケート内容にぜひしていただきたい。これは、なかなか行政の方とも認識のずれがあるのかもしれませんが、それについて、今、対象を広げるということについて、お答えはいただけるのでしょうかね。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 高校生以上の方にもアンケートをとということでございますが、今回、中学生、高校生までもを広げさせていただきました。この中で、またこのアンケート内容を調査する上で、内部で検討をする段階で、もう一度検討をもしてみたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 以前に、成人式でアンケートをとっていただいたということがあるというふうにお聞きをしていますので、そのことも一度振り返っていただいて、その時どのような調査をしたのかということも踏まえて、ぜひ今回のアンケートに盛り込んでいただきたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。

そしたら、②つ目に移らせていただきますが、今回新たに斑鳩町母子保健計画というのをつくっていただき、先日厚生委員会でその計画を提出していただきました。私も読ませていただいて、策定の趣旨や計画全体の考え方については、理解をし共感をしています。

ただ、今回新たに示していただいたものの中でも、特に新規の事業というのを3つ項目を挙げていただけてますが、これについてどのように具体化をしようと考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 斑鳩町では、誰もが安心して産み、子育てができるまちづくりを目指しますために、みんなで子育てしていける具体的な体制づくりとしまして、安心して産み育てる「いかるがっ子」プランを今月に策定し、平成21年4月から実施をしたいと考えております。

この計画では、新たな取り組みとしまして、おっしゃいました新規事業、「健康講座」、「双子クラブ」、「思春期ふれあい体験学習」の3つの事業を実施してまいりたいと考えております。

その1つとして、健康講座につきましては、核家族化の影響により、身近に相談出来る相手がいないことから、親が子どもの健康状態の判断が出来ず病院にすぐ受診する傾向があることや、保健センターへ判断を委ねる相談などが多く見られております。そういったことから、子どもの健やかな健康を考える上で、病気や予防接種などについて、親が適切な判断が出来ますように、専門的な立場から学ぶ機会とし、育児力が高められるよう支援をしてまいりたいと考えております。

また、斑鳩町におきましても、最近多胎児の出産がふえてきており、平成17年度は3組、平成18年度では5組、19年度では同じく5組の出産がありました。双子クラブにつきましては、1人でも大変な出産育児が、多胎児の出産では、低体重児や未熟児など成長発達にリスクを抱えることが多く、親としては育児に関して不安が高くなる状況から、多胎児の成長発達におけます親の関わり方について、専門的な立場からの指導や、親同士が交流し情報交換をする場の提供を行ってまいりたいと考えております。

また、思春期ふれあい体験学習でございますが、これは中学生を対象といたしまして、保健センターでの乳幼児健診や子育て教室などに参加をしていただき、生命の尊さや思いやりの心を育み、また母性、父性を育てるための教室を考えております。

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であると同時に、思春期においては、次の世代を健やかに産み育てるための基礎となりますことから、母子保健事業をさらに充実してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ぜひ、今後より充実したものにさせていただきますようお願いをしておきたいと思っております。

あと、気になったのが、多胎児のクラブが「双子クラブ」というふうになっている名

前について、もうちょっとやはり、多胎児ということで双子ばかりではないですので、ぜひこれは検討をいただきたいなと思うんですが、余り、私も考えてみて、にぎやかっ子クラブとか色々考えたんですけど、いいセンスがある名前とは思えませんので、また募集をしていただくなりして、ぜひいい名前をつけていただきたいなというふうに要望をしておきたいと思います。

あと、この計画を読ませていただく中で、安心出来る保健・医療体制の整備ということで、かかりつけ医の促進と周産期や小児救急などの医療体制の充実というふうに書かれているんですけども、今、ほんとに三室の産科が大変な状況の中で、これについてはどのように具体化されていこうと考えているのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この母子保健計画におけます医療体制の充実、かかりつけ医の促進や医療体制の充実についてでございますけども、小児のかかりつけ医を持つことは、単に病気の治療だけではなく、発達相談や育児相談、また予防接種など医学的立場からの指導を受けることが出来ます。そこで、かかりつけ医を持つことの大切さを理解をしてもらい、子どもが健康で安心して育てられるように推進してまいりたいと考えております。

また、医療体制の充実におきましては、近年、社会的に小児科や産科医療機関の問題が取り上げられてきている現状の中で、奈良県におきましては、今年5月に、周産期医療センターが県立医科大学附属病院に新設をされ体制が整備をされてまいりました。さらに、施設の運営、機能の充実として、医師や助産師、看護師等の人材確保など、機会あるごとに積極的に県に要望をしていくものでございます。

また、住民の皆様には、保健センターから、健康管理の必要性や感染症予防に関する新しい情報の発信をしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 何か施設の充実かなと思ったんですが、そういうわけではないんですが、今、言っていただいた趣旨というのは非常に理解出来ますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

すいません、そしたら4番目に移らせていただきます。総合保健福祉会館生き生きプラザについて挙げさせていただいていますが、ちょっと時間の関係上、②番目について

は要望だけさせていただきたいと思います。

色々、9月にオープンしてから、具体的な要望というのは、住民の皆さんから出されていると思います。先日の厚生委員会でも具体的に議論がされていたと思いますが、それらについて、聞いた声をどのように検討をしているのか、またどのように実現出来るのか、どういう対応が出来るのかというのを、ぜひ住民の皆さんにわかるような形で検討をし、理解を求める姿勢を、町として頑張ってとっていただきたい。

お聞きしますと、町民の皆さんからいただいた要望に対してお答えをしていく掲示板等の設置も検討されているということですので、そうして町民の皆さんが、自分の声を聞いてくれているんやということで、より施設の利用についても足を運んでいただける、また理解を深めていただけるとと思いますので、町民の皆さんの声をよく聞いて、検討しているよというのをわかりやすい形で示していただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

そしたら、①番目の方、アクセスの充実についてということですが、以前にも、総合保健福祉会館が出来る前にこのアクセスの充実についてお尋ねをしていますが、その後さらに検討をさせていただいていると思いますので、その点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 生き生きプラザ斑鳩への交通手段としましては、町内の公共施設を巡回しておりますコミュニティバスと、町内に居住する障害者または60歳以上の高齢者で主に構成される団体が町の公共施設をご利用される場合や、町内を主たる活動範囲とする福祉関係団体が地域福祉の充実を目的とする活動に使用する時にご利用いただける車椅子昇降用リフト付マイクロバスがございます。

現在、生き生きプラザでは、コミュニティバスが1日4便乗り入れておりまして、高齢者の方などが利用されております。コミュニティバスそのものは、年々その利用者はふえておりまして、特に高齢者の方から喜ばれており、便数をふやしてほしいというご意見もいただいております。しかし、ご存じのように、1台で町内を2つのコースに分けて運行し、町内を1周するのに約1時間30分を要しておりますことから、1日4便という便数をふやすことは難しいと考えております。

また、リフト付マイクロバスの利用につきましては、団体でしか利用出来ないという面もありますが、生き生きプラザ斑鳩には、大会議室や視聴覚教室など団体で使ってい

くところもございますので、そうした際には、交通手段としてリフト付マイクロバスを利用していただけるということを、申込時に周知を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、コミバスをさらに回数をふやそうと思えばもう1台ふやさなければいけないので、財政的に難しいなというのはよくわかるんですけども、お答えいただいたのは、以前にお答えいただいた分と変わっていないなというふうに思うんです。新たに、例えばコミバスをもう1台買うというのが財政的に難しかったら、例えばワンボックスなんかで臨時に、例えば横に「生き生きプラザ号」とかいて、宣伝の意味も兼ねて、期間を区切ってでも、一度試験的にワンボックスで回って、ルートはどういうふうにするかというのはまたありますけれども、その利用者の方の反応を見るというのも一つ検討をいただけるのではないかなと。

あと、さらに、以前に、今、バスカードといきいきの里の風呂券発行していただいておりますが、タクシー券についても検討いただきたいというふうに、これは一般質問でさせていただきますが、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、木澤議員もおっしゃるように、コミュニティバスの関係等についても、1日4便という形で、色々またこれも皆さん方からご意見をいただく中で、白石畑の関係等についても整理をすべきじゃないかとかというようなことも言われております。出来るだけこれも、9時から生き生きプラザ斑鳩がオープンしますから、そういう時間帯等、来年度そういうことも考えながら、今、計画を練っておるわけでございます。

もう1台ふやすとか、そういうことについては、今、考えておりませんし、またワンボックスカーも、そういうことは導入しない。今現在のコミュニティバスと、そしてふれあいのバスで現状考えておるわけでございます。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それと、タクシー券の関係でございますけども、これにつきましても、タクシー券を交付いたしましても、1年で数回の利用しか出来ないというふうに考えます。この事業の目的であります少しでも多く外出していただくこととい

うことを果たして十分に満たされるかどうかということもございますので、この観点からしまして、タクシー券を高齢者優待乗車券の選択肢に加えることは、効果的に少ないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） これで私の質問を終わります。

○議長（中川靖広君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。

明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午後4時00分 散会）